第23回教育委員会定例会　案件表

○日　時

令和7年12月8日（月）　　午前10時00分から

○議　題

１　議　案

（1）議案第44号　令和７年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について　（資料１）

２　陳　情

（1）令和6年陳情第4号　　教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

３　協　議

（1）旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

（2）令和７年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕　（資料２－１～２）

４　報　告

（1）教育長報告

① 令和７年第四回練馬区議会定例会提出議案について　（資料３）

② 令和７年度スキー移動教室の実施について　（資料４）

③ その他

資　料　1

議案第４４号

令和７年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

上記の議案を提出する。

令和７年１２月８日

提出者　教育長　　三 浦　康 彰

令和７年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

このことについて、別紙のとおり決定するものとする。

令和７年12月８日
教育振興部教育総務課

令和７年度練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者について

令和７年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価の実施に当たり、「練馬区教育委員会における教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施方針」に基づき、下記の候補者３名を「練馬区教育委員会の点検・評価に関する有識者（以下「点検・評価に関する有識者」という。)」として決定する。

記

１　「点検・評価に関する有識者」候補者氏名等（五十音順・敬称略）

氏　　名	現　　職
有村　大士	日本社会事業大学　教授
入江　宏基	練馬区立中学校ＰＴＡ連合協議会　顧問
漆澤　その子	武蔵大学人文学部　教授

２　委嘱期間
委嘱の日から令和８年３月末日まで

３　委嘱内容
練馬区教育委員会の点検・評価における評価方法や評価案等に関して意見および助言を求める。

資　料　2	1

令和７年12月８日
教育振興部教育総務課

令和７年度教育に関する事務の管理および執行の状況の
点検・評価の重点施策評価（案）について

○教育分野

3：施策が、とても良好に進んでいる。
2：施策が、良好に進んでいる。
1：施策が、良好に進んでいない。

1　教育の質の向上

重点施策　1-①　学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実			
	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
点検・評価欄	2	2	○幼少期から小学校への接続期は、とても重要である。幼児期の発達は個人差が大きく、接続期のみならず、その先の小学校での成長過程も共に見守る必要がある。進路先の学校側から幼稚園、保育園へ頻繁な訪問を通じて情報を共有してもらいたい。 ○幼保小連携の推進の目標を達成するよう精力的に努めていただきたい。関係者の理解と連携を深め、その成果が子供に反映されるよう、例えば小・中学校の教員が幼稚園・保育園等で何をどのように学んでいるかを知る体験的な研修の機会も充実させてはどうか。 ○英語教育の充実において本当に義務教育課程の習熟度に達しているのか、英語が当たり前になりつつある国際社会において基礎的なレベルにあるのかなど、まだまだ課題はある。英検の公費受験も活用しつつ、中学校３年生までの習得レベルとされる英検３級取得率の向上に努めていただきたい。 ○子供たちの食育推進において、給食の代表的レシピ練馬スパゲッティの様に区の食材を使ったメニューが広く周知され食育が区の自慢できる施策となるように努めていただきたい。例えば、人気給食レシピの紹介や、練馬区の食材を使ったレシピの募集など。 ○友達と話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていると感じている子どもたちがここ数年増えていることは、大きな成果である。 ○デジタルに寄り過ぎず、紙媒体を一層重視していただきたい。本ならではの感触は大切であり、読書活動に親しむ機会を十分に確保してもらいたい。 ○読書活動の充実において我々大人も課題の多い内容だと考える。子育て世代全体が本を読むことの重要性やメリットを理解し推進していけるよう取り組んでいただきたい。例えば、区立図書館利用時に人生ゲームのように１冊借りたら１マス進むといった付録ゲームのような物をつけて区内の地図状のポイント制覇や世界地図を用いたりと親子でお互いの進捗状況を確認しながら本を読むこと借りることを日常に取り込んでもらうなど、小学生位の子供たちがのめりこみやすい達成感をえられる施策を盛り込んで欲しい。 ○学校図書館等の充実に努力していただいていることを評価し感謝したい。しかし、最近の中学生の読書ばなれの実態を知ると、さらに読書する子供たちの育成に力を入れる必要性を感じる。難しい課題であるが、学校とともにぜひ取り組み、機運を盛り上げていただくことを期待したい。
	2		
	2		
	2		

<table>
<tr><th colspan="4">重点施策　1-②　教員の資質・能力の向上</th></tr>
<tr><th rowspan="5">点検・評価欄</th><th>各委員の評価</th><th>総合評価（案）</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td>2</td><td rowspan="4">2</td><td rowspan="4">〇教職員の研修を通して資質、能力向上に努めていただいている点において一定の評価をしたい。保護者が望む教職員像と区の求める教職員像にズレはないか今一度確認いただき、より一層の向上に努めていただきたい。
〇教員の研修は職務を遂行する上で重要なものであるので、今後とも多様な課題に対応した適切な研修を実施していただきたい。また、教育委員会が行う研修の講師選定について、今までと同様に、講師の情報を集めてより良い研修ができるよう努めていただきたい。教師の子供へのまなざし一つで子供の動きが変わってくるので、教師の変容に期待するところである。
〇道徳教育推進教師向けの研修は年間１回でなく、できる限り多く行ってもらいたい。またそれを教師、生徒向けに実態にあった道徳研究を一層推進していただきたい。
〇ICTおよびAIの活用が今後さらに進むと思われるが、単に知識を増やす学習に使うのではなく、各自の頭脳を使う学習になるように活用してもらいたい。
〇学校訪問で各クラスを見学すると、教師が板書のみでなく、考えを深めていくようにプロジェクターを利用するなど、様々な工夫がみられる。とても研究されていると思う。
〇教職員の業務負担軽減へのこれまでの取り組みは評価できるが、さらに推進してもらいたい。特に教員が休みを取りやすくするために、臨時教員が派遣できるような仕組みを整えてもらいたい。
〇働き方改革について、様々な人材を学校に入れて教員を支援することに積極的に取り組んでいることを高く評価したい。
〇学校に対する苦情については、真摯に向き合い解決しなければならない苦情がある一方で、カスハラまがいの苦情もあり、この対応に学校が疲弊している姿が散見される。スクールロイヤーへの相談だけでは解決できない苦情への対応方法を検討していただきたい。精神的にも肉体的にも担当者を追い詰める苦情は健全な学校運営を停滞させると思う。</td></tr>
<tr><td>2</td></tr>
<tr><td>2</td></tr>
<tr><td>3</td></tr>
</table>

重点施策　1-③　学校の教育環境の整備			
	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
点検・評価欄	3 2 3 2	※	○学校環境の整備を区で定めた基準に準じて適切に行っている点において高く評価したい。子供たちを取り巻く環境の整備は安全面においてもとても重要なことであり適切に実行してほしい。整備する上で必要な説明や準備も適切に進めていっていただきたい。 ○区の財政を考慮した中でのできる限りの学校設備の整備が着実に進んでいることは評価できるが、その中に、豊かな心を育むことにつながる空間の整備も加えてもらいたい。例えば、春日小学校の芝生のある校庭のような、思わずそこで過ごしたくなるような広場を整備してもらいたい。 ○教育環境の整備に関する課題は厳しいものがあるが、大変よくやっていただいてきたと認識している。学ぶ環境は、子供の学習に大きな影響を及ぼすので、これからも多様な変化に対応しながら整備を行っていただきたい。 ○統合・再編では、児童生徒、家族、地域にはより十分に説明を尽くし、安心して進められるようしていただきたい。 ○適正規模・学級編制に関しては、地道な仕事で、うまくいって当然の仕事であるが、その陰には多くの労苦があると想像する。大きくとらえるとすべてが教育環境の整備ととらえることができるが、環境が子供に及ぼす影響はかなり大きいと考えている。その意味で、様々な変化に適切に対応していただいていることを高く評価したい。 ○特別支援学級の移設では、場へのこだわり、教師など環境に左右されることが多いため、時間をかけて負担を軽減する方策を考えていただきたい。

2　家庭や地域と連携した教育の推進

重点施策　2-①　家庭教育への支援			
	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
点検・評価欄	3 3 2 2	※	○多岐にわたり支援策を講じていて、自分に合った支援を選べる点において高く評価したいと思う。子供たちや保護者の未来への希望の足掛かりになることを切に望む。 ○講演会等の実施に加え、保護者を対象とした話し合いの場も設けてもらいたい。 ○不登校や引きこもりがちの子どもへの理解を進めるために、家族支援としての講演会はいい内容だったと思う。 ○統括スクールソーシャルワーカーの配置により関係機関との連携強化や支援の質の向上がなされたことは評価できる。引き続き体制強化を進めてほしい。 ○教育、福祉、保健等を所管する関係機関の連携を強化するという方針に賛同する。この連携によって多くの問題を抱えている子供が浮かび上がってきていると感じるが、子供がいまだに孤立している現状もあるようである。さらに情報連携から行動連携へとお願いしたい。

<table>
<tr><th colspan="4">重点施策　2-②　学校運営や教育活動における家庭や地域との協働</th></tr>
<tr><th rowspan="5">点検・評価欄</th><th>各委員の評価</th><th>総合評価（案）</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td>2</td><td rowspan="4">2</td><td rowspan="4">〇学校の安全対策推進において一定の評価はできるが、現在想像を絶する事案事件が起きているというニュースを目にすることもある。そのため学校と保護者、地域が今一度こどもたちの安全を守るために意識向上をしていく必要があると考える。今後の取り組みに保護者と連携して訓練講習を実施するとあるが、参加率を上げる為にも周知活動に力を入れてほしい。
〇安全対策および地域を活用した教育活動の質を上げ、効率的に運営するためにコミュニティ・スクールの導入を加速してもらいたい。
〇現在取り組んでいること、今後の方向性の中で、小学生の朝の居場所に関する取り組みの報告があった。アンケート結果を踏まえモデル実施に向けて学校等と調整を行うということなので、この成果を期待している。私の自宅近くの学校でも、児童が早くから正門の前に立って門が開くのを待っている姿を見かける時があるが、少数の子供であっても見過ごすことができない問題だと思う。</td></tr>
<tr><td>2</td></tr>
<tr><td>2</td></tr>
<tr><td>3</td></tr>
</table>

３　支援が必要な子どもたちへの取組の充実

<table>
<tr><th colspan="4">重点施策　　3-①　いじめ・不登校などへの対応</th></tr>
<tr><th rowspan="5">点検・評価欄</th><th>各委員の評価</th><th>総合評価（案）</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td>2</td><td rowspan="4">2</td><td rowspan="4">〇不登校児童・生徒に対しての支援をあらゆる角度から打ち出している点に一定の評価をしたい。しかし多数の支援を展開していても利用者が少なければ意味がなく、周知も含め不登校児童・生徒や保護者が望む支援、そして必要な支援を見極め充実させていっていただきたい。併せて、進学や就職に関してもざまざまなビジョンが想像できるように、そして未来を描いていけるようにサポートしていただきたい。
〇いじめや不登校などへの対応に多方面から取り組んでいることは評価できる。加えて、実効性のある新しい取り組みを模索してほしい。
〇スクールロイヤー制度ができたことは高く評価したい。学校でもこの制度を利用して対応しているという話を聞いているが、必要な制度であると思う。今後の取り組みにもあるように、事例紹介を積極的に行い、制度の具体的なイメージを学校に持ってもらうことが必要だと思う。ぜひ情報提供を積極的に行っていただきたい。
〇オンライン個別学習支援やメタバースを活用した学習・相談支援について、この支援が子供たちにとって大切な学習機会の保障になることを期待している。一方で、オンライン学習支援の参加者数が一桁であることに不安を覚える。１０月２９日付で報告された文科省の令和６年度の調査結果では、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数が報告されていた。オンライン上での学習を出席扱いとすることができる仕組み作りもこの機会に検討していただきたいと思う。さらに、不登校の児童・生徒を受け入れるフリーマインド・トライや各学校の別室登校など、多様な選択肢ができたことは評価したい。改善点として、生活指導上の課題のある児童・生徒もフリーマインド・トライで積極的に受け入れてほしいと思う。様々な理由で登校できない児童・生徒であるから、生活指導上の課題を抱えていることは当然のことなので受け入れながら彼らの課題を解決するよう期待する。くわえて、各学校に設置された別室はよく活用されているようであり、今後、別室の環境整備に力を入れていただくことを期待している。また、不登校児童生徒数の増加とともに「病気」で学校を長期に欠席する児童生徒もかなりの増加率で増え続けている。オンライン学習も大切であるが、オンラインでの健康チェックも検討していただきたい。さらに、いじめ対応であるが、前述の文科省の調査結果では、いじめや暴力行為も不登校と同様に増加していることがわかった。保護者同士の問題にまで発展する可能性もあるので、この制度を積極的に生かし早期に解決できるよう期待している。</td></tr>
<tr><td>2</td></tr>
<tr><td>2</td></tr>
<tr><td>3</td></tr>
</table>

重点施策　3-②　さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援			
	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
点検・評価欄	2	3	○ひとり親世帯が珍しくなくなってきたが、その反面、世帯格差はどんどん加速してきている。学習支援、経済的支援においても区の支援をしっかり受け取っていただくために現状把握や適切な通知を送り続けて欲しい。外国人児童の世帯にも同様に望む。 ○様々な問題を抱えている子どもたちや家庭に対して行っている多方面の支援はいずれも評価できる。さらに充実させてほしい。 ○支援を必要としている子どもたちや家庭を確実に掌握し支援につなげてもらいたい。 ○大変よくやっていただいていると考えている。これからの改善の方向性についてであるが、中３勉強会に参加する生徒のなかには、学習支援だけではなく多様な支援を必要とする生徒が見受けられる。例えば、学習面のほかに、心理面、健康面、家庭環境面などの課題を抱えて参加してくる生徒が多い。学習面の支援は勉強会で対応が可能だが、生徒の家庭環境や心理面で課題がある場合の相談機能を充実させていく必要性を感じる。例えば、勉強会に来ている心理士の存在は大変ありがたいが、この心理士を交えた報告会の実施や、生徒の課題に対応できる相談先を紹介していただける担当者との連絡会の実施など、今後の改善に向けた取り組みをお願いしたい。 ○中３勉強会や地球未来塾は、とても良い取り組みだと思う。参加している生徒の進路が決定していることは大きな実績である。 ○日本語を習得していくことはその本人だけの問題ではなく、これからの社会全体の課題となると思われるため、参加を促進していくよう一層の働き掛けをお願いしたい。
	3		
	3		
	3		

重点施策　3-③　障害のある子どもたちなどへの支援			
	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
点検・評価欄	2	2	○障害理解への取組において副籍交流を実施していただいているが、地域との理解のずれは埋まっていないと感じている。しかしながら、この交流は決して間違っているわけでもなくとても大切な取組とも考える。一度や二度で理解が浸透するものでもなく、時間がかかり地道な活動だが、相互理解を深めていくために回数を重ねていってほしい。 ○障害のある子どもたちへの支援として、偏見や差別などの社会に存在する意識上のバリアを取り除くことも必要である。そのためには、令和６年度総合教育会議で認識されたように、幼児期からの保護者を含めた障害理解のための教育が大事である。ぜひ推進してほしい。 ○副籍交流の充実と教員の専門性の向上について、ここにあるように積極的に取り組んでいただきたいと思う。特に教員の専門性の向上については、すべての教員が特別支援学校や教室等で勤務する経験を有したほうが良いと考えている。実際には難しいとも思うので、初任者研修の一環として行うなど、教員の障害理解への取り組みを一段と進めるべきだと考える。教員の障害理解が進めば子供の行為を見る目も変わってくる。支援員の方々も含め、障害理解への取組を一段と進めていただきたい。 ○障害特性は個人差が大きく、支援方法も個人に合わせた取組になる。一律にICT機器を取り入れず、本人が理解しやすい教材も必要だと思う。特別支援教育コーディネーターを育て、教員と個々に合わせた支援教育を行ってもらいたい。
	2		
	2		
	2		

○子育て分野

1　子どもと子育て家庭の支援の充実

<table>
<tr><th colspan="4">重点施策　1-①　相談支援体制の充実</th></tr>
<tr><th rowspan="5">点検・評価欄</th><th>各委員の評価</th><th>総合評価（案）</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td>3</td><td rowspan="4">3</td><td rowspan="4">○子育て世帯において、多種多様な相談支援体制が確立してる点において高く評価したい。気軽に行ける気軽に聞ける場が年々増加しているのでより身近に寄り添えていると感じる。
○身近な相談場所に加えオンラインによる相談機能は評価できる。昨年の有識者の意見にあるように、気軽に話せる場としてさらに充実を図ってもらいたい。また、このような場の周知の充実にも努めてもらいたい。
○身近な相談場所の拡充とオンライン相談の充実により、育児の孤立化を防ぐという目標を掲げ実施することについては高く評価したい。参加者の人数も多く、これだけニーズがあるということなので、今後ともこの事業を大切にしていただきたい。
○オンラインでの子育てのひろばなど相談支援がニーズも高く、充実していると思う。孤独な子育てにならないよう、さらにこのようなツールの周知をしてもらいたい。</td></tr>
<tr><td>3</td></tr>
<tr><td>3</td></tr>
<tr><td>3</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="4">重点施策　1-②　新しい児童相談体制の充実</th></tr>
<tr><th rowspan="5">点検・評価欄</th><th>各委員の評価</th><th>総合評価（案）</th><th>特記事項</th></tr>
<tr><td>3</td><td rowspan="4">3</td><td rowspan="4">○都や弁護士と連携して適切な対応策を講じている点を高く評価したい。しかしながら増加傾向にある様々な事案にいち早く対応に当たれるように、今後も臨機応変に丁寧かつ迅速に対応していただきたい。
○通常では発覚しにくい事案件数が、年々増加していることが気になった。さまざまなネットワークから吸い上げて、より早い発見や相談につなげてもらいたい。
○難しい対応を迫られる分野での支援に当たられていることに敬意を表する。支援体制の新しい取り組みも立ち上げ、充実してきていることは高く評価できる。
○弁護士や医師からの助言を得る体制の確立など、多様な相談に対する体制を整えていることを高く評価したい。今後、関係機関と情報共有を密に図っていくということなので、期待したいと思う。特に子供の家庭内での出来事はなかなか表面化しない。そこで、子供や家庭に直接かかわっているSSWがかなり詳細な情報を持っていると思うので、これらの情報を緻密に吸い上げ取組に活用していただきたい。</td></tr>
<tr><td>3</td></tr>
<tr><td>3</td></tr>
<tr><td>3</td></tr>
</table>

重点施策　1-③　支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実			
	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
点検・評価欄	2	2	○発達の不安や障害のある親子支援において、寄り添う支援に努めている事に一定の評価をしたい。しかしながら、より良いサポート体制を模索し続けていただきたい。 ○専門の支援員による巡回指導をきめ細かく行うことにより、受け入れ態勢をさらに整えていただきたい。また、架けはし期として、保護者が障害受容をすすめられるようともに寄り添う支援をお願いしたい。また安心して小学校への進学ができるように特別支援学級等の見学などを進めてもらいたい。 ○区内保育施設職員向けに障害児保育研修を実施したことについては評価したい。研修の内容について、障害児理解という観点からの研修を一層充実させていただきたいと思う。 ○ひとり親家庭への支援において、例えば、相談窓口を24時間体制にして夜間はAIが対応したり、気軽に頼ってもらえるような施策があると良いと思う。 ○中３勉強会に参加している生徒の中にもひとり親家庭の子どもがいる。中でも障害のある子どもを複数抱えているひとり親家庭の保護者は日常の生活を営むだけでも苦労している様子が伝わってくる。このような家庭に対する支援は様々な形で行われていると思うが、これからもこの家庭では何が課題となっているのか等を把握しながら支援をしていただきたい。 ○様々な取り組みが堅実になされていることは評価できる。さらに必要としている支援がないか検討していただきたい。
	2		
	2		
	2		

２　子どもの教育・保育の充実

重点施策　2-①　家庭での子育て支援サービスの充実			
	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
点検・評価欄	2	3	○練馬こどもカフェの拡充はとても素晴らしい施策だと思う。ドリンクチケット配布等、気軽に気負わずに参加できるサービスがあると参加率が上がると思う。 ○毎年、練馬こどもカフェや子育てのひろばが拡充し、外遊びの取り組みにも多数の参加があり評価できる。今後も継続していただきたい。 ○練馬こどもカフェや子育てのひろば、公園の外遊びなどの事業については、高く評価したい。子どもに対する直接的な支援だけではなく、保護者に対する支援でもあるので今後の増設や広報に努めていただきたい。 ○外遊びの取り組みは幼児期に欠かせない体験だと思う。安全第一のもとできる限り自然と触れ合える場の提供の充実に努めていただきたい。
	3		
	3		
	3		

重点施策　2-②　練馬こども園の充実			
	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
点検・評価欄	3	※	○練馬こども園の拡大は広く子育て世代に支持されていると思う。大多数の未就学児が利用し小学校入学前の大事な準備期間と考える保護者も多く更に個々のニーズに合わせて選択肢がある環境作りを高く評価したい。 ○練馬こども園の拡大は評価できる。安全で質の高い保育が提供できるように、職員の資質と能力の向上に努めてもらいたい。また、職員の待遇の向上にも努めてほしい。 ○保護者の就労形態やニーズの多様化に伴い、練馬こども園の在り方や求められる職員の資質・能力も多様化していることと思う。なかなか対応することは難しいと思うが、その意味で大変よくやっていただいていると思う。
	3		
	2		
	2		

重点施策　2-③　保育サービスの充実			
	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
点検・評価欄	2	2	○保育サービスの充実においてサービスの向上は利用者側にとって重要な選択肢の一つである。各保育施設ごとの運営方法オリジナリティーを充実させていってほしいと思うが、区として人気の保育施設の施策内容をしっかりと掴み練馬区の保育施設全体の発展に役立てていただきたい。 ○第三者評価については、都が認証した評価機関によって行われているのでかなりきびしいのではないかと思う。このことについては、継続してしっかり対応していただきたいと思う一方で、当事者である保護者なども交えた関係者評価の充実にも配慮していいただきたい。 ○第三者評価の受審率をさらに引き上げてもらいたい。 ○安全管理と保育水準の向上に努めてもらいたい。加えて職員の待遇の向上にも努めてもらいたい。
	3		
	2		
	2		

3　子どもの居場所と成長環境の充実

重点施策　3-①　安全で充実した放課後の居場所づくり			
	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
点検・評価欄	3	※	○ねりっこクラブ全校実施を掲げて実現に向けて取り組んでいるところを高く評価したい。子供たちにとって居場所が学校にあるから安心してほしいという、我々大人のメッセージがそっと寄り添っている施策だと思う。 ○ねりっこクラブの全校実施およびねりっこ学童クラブの待機児童対策としてのねりっこプラス事業の実施は評価できる。早期にねりっこクラブの全校実施を実現してもらいたい。 ○防犯対策の確認をしていただきたい。 ○朝の子供の居場所に関する調査を行い、モデル実施を行うとのことに対し期待を寄せている。先生が正門に早朝から立って、門が開くのを待っている児童に対応している姿を見かけることがある。教員の働き方改革が求められる一方で、このような姿もあるので、学校の他の職種の方々に対応を依頼するなど工夫してはどうかと思う。また、区内で子供の居場所として活動しているNPO法人がいくつかある。この法人の方々も子供の対応をしており、貴重な情報を持っているので、連絡会を設けてはどうかと感じた。 ○「朝の居場所作り」は、必要だと思う。ぜひ取り組みをお願いしたい。
	3		
	2		
	2		

重点施策　3-②　児童館機能の充実			
	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
点検・評価欄	3	2	○児童館で乳幼児親子から中高生までの幅広い層に対して様々な施策イベントを企画運営しているので高く評価したい。 ○中高生の相談機能の強化を推進してもらいたい。 ○児童館の活動には大きな期待を寄せているし、これまでの活動を高く評価したい。土曜日に児童館に来る子供の中には昼食を家庭でとらずに参加する子供がいるのではないかと思う。児童館で希望する子供に対して軽食を出すようなことは考えられないかと思う。 ○中高生カフェにも相談員を配置し、この時期の悩み等を聞いてもらえる体制を整えてもらいたい。 ○安心して過ごせる場や友達との交流は、とてもいい取り組みだと思う。
	2		
	2		
	2		

重点施策　3-③　青少年の健全育成・若者の自立支援			
	各委員の評価	総合評価（案）	特記事項
点検・評価欄	3 2 3 2	※	○ジュニアリーダー、青年リーダーの活動において、素晴らしい活動内容なので、是非、認知度向上に努めて欲しい。 ○若者の自立に向けた施策において相談窓口の拡充を図りサポート体制強化を行っているところを高く評価したいと思う。 ○育成地区委員会の長年の活動に対し高く評価したいと思う。青少年の育成だけではなく、地域の方々の子供たちの健全育成に対する意識の高揚を図っており、地域の活性化にもつながっている。今後の取り組みとして、子供たちが企画段階から携わる事業に取り組むとのことであるが、私は大賛成である。積極的に進めていただきたいし、その成果を期待する。 ○様々な支援を行っていることは評価できる。一方、支援につながっていない人を支援につなげる取り組みも強化してもらいたい。 ○社会につながっていない人を抱えている家族が相談できたり、家族どうしが話し合える取り組みもお願いしたい。

資　料　２	２

令和７年度

教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価表（項目別）

（案）

○教育分野

1　教育の質の向上

重点施策	1-①　学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	
	概要	○ 小学校就学前の幼児教育を充実します。 ○ 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。 ○ 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育９年間を見通した教育を実践します。 ○ 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。 ○ 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。 ○ タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。 ○ 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。

	項目1　小学校就学前の幼児教育の充実	
	目標	就園を希望する子どもが、適切に幼児教育を受けることができる環境整備に努める。
	事業成果	国、都の補助の活用のほか区独自の補助を行い、私立幼稚園の安定した運営を支援した。 区立園、私立園において障害のある子どもの受入れを実施した。 〈実績〉 【令和４年度】区立幼稚園69人　私立幼稚園121人 【令和５年度】区立幼稚園59人　私立幼稚園164人 【令和６年度】区立幼稚園69人　私立幼稚園175人
	今後の取組	区立園、私立園の意見をもとに、幼児教育に必要な環境整備について引き続き検討するほか、都の研修、各園の交流研究等の機会を活用し、教育内容の充実を図る。
	所管課	学務課

主な取組

項目2　幼保小連携の推進	
目標	幼稚園・保育所・小学校との連携を一層充実させ、幼児期から小学校への接続期における様々な課題について取り組んでいく。
事業成果	【令和４年度】 研修・交流会（管理職対象[地区別]２回、一般職員対象[地区別]２回） 懇談会（区内８地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施） 「ねりま幼保小連携だより」発行　年４回 「もうすぐ１年生」　発行　11,000部 【令和５年度】 研修・交流会（管理職対象[地区別]２回、一般職員対象[地区別]２回） 懇談会（区内８地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施） 練馬区幼保小連携推進方針　策定 「ねりま幼保小連携だより」発行　年４回 「もうすぐ１年生」　発行　10,500部 「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」発行　3,000部 【令和６年度】 研修・交流会（管理職対象[地区別]２回、一般職員対象[地区別]２回） 懇談会（区内８地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施） 「ねりま幼保小連携だより」発行　年４回 「もうすぐ１年生」　発行　10,350部
今後の取組	引き続き、「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」を、架け橋期のカリキュラムの検討等の手引書として活用し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を促進していく。また、研修や懇談会の内容の充実を図ることで、幼児教育・保育と小学校教育の関係者間の理解と連携を深めていく。
所管課	教育施策課

項目3　小中一貫教育の推進	
目標	義務教育９年間を見通した教育を実践するため、「目指す15歳の姿」を設定し、児童・生徒の発達段階に応じた系統的・連続的な教育活動を行う。
事業成果	全小中一貫教育グループにおいて、「目指す15歳の姿」の実現に向けた「小中一貫教育の取組プログラム」の実践に取り組んだ。校区別協議会や小中一貫教育研修などの研究・研修を実施するとともに、練馬区教育実践発表会での発表や、リーフレット・報告書による情報発信を行った。 【令和４～６年度】 練馬区教育実践発表会開催 啓発用リーフレット発行　53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施
今後の取組	全小中一貫教育グループにおいて、「目指す15歳の姿」の実現に向けて作成した「小中一貫教育の取組プログラム」を実践し、充実を図る。 令和８年２月に小中一貫教育の啓発リーフレットを全校配布するとともに、同月開催予定の練馬区教育実践発表会にて成果を発表する。
所管課	教育指導課

主な取組

項目4　人権教育・道徳教育の推進	
目標	人権教育全体計画の策定・活用や道徳授業地区公開講座の実施等に全校で取り組むことにより、児童・生徒の豊かな人間性と社会性を育む人権教育・道徳教育を推進する。
事業成果	(1) 人権教育の推進 全校で人権教育全体計画を策定し、教育活動全体を通じた人権教育、生命を大切にする教育、豊かな心を育成する教育を計画的に推進した。 練馬区人権教育推進委員会と連携して、人権教育研修会を年間６回開催し、中堅教諭および初任者をはじめとして、区内教員への人権教育の理解啓発に努めた。 (2) 道徳教育の推進 令和４～６年度は、毎年、道徳授業地区公開講座を全校で実施し、道徳授業の公開および意見交換会等を通じ、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図った。 また、「特別の教科　道徳」を全小中学校において学習指導要領に沿って確実に実施するために、各学校の道徳教育推進教師向けに「道徳教育の基本」および「特別の教科　道徳における主体的・対話的で深い学びの実現」をテーマにした講義や研究授業等を行う研修会を令和４～６年度は、毎年、年間１回行った。
今後の取組	引き続き人権教育研修会等を通じて、区内教員への人権教育の理解啓発に努める。人権教育研修会の内容については、練馬区人権教育推進委員会と連携し、区内教員の必要性に応じた内容になるよう検討する。 また、「特別の教科　道徳」を効果的に実施するため、研修内容の見直し、各校の道徳教育推進教師への啓発を図る。道徳授業地区公開講座については、実施状況を調査し、成果や課題を把握する。さらに、道徳授業地区公開講座における協議会を実施し、保護者や地域と連携した道徳教育を全小中学校において一層推進する。
所管課	教育指導課

項目5　英語教育の充実	
目標	ALTを活用した指導体制の充実、英検検定料の補助制度導入等を通して、児童・生徒の英語への関心を高め、外国語教育の充実を目指す。
事業成果	(1) ALTを活用した指導体制の充実 ①小中学校教員を対象とした外国語・外国語活動研修会の実施 ②小学校における全時間ALTの配置 ③ALT派遣会社担当者との情報共有 (2) 英検検定料補助制度 【令和４年度】実施校33校　志願者数2,445人 【令和５年度】実施校33校　志願者数2,618人 【令和６年度】実施校33校　志願者数2,548人 (3) 英語４技能検定（小学校６年生、中学校２年生対象）の全校実施
今後の取組	引き続き、年１回の小学校英語担当教員対象研修会や、年５回の外国語研修会を通して、英語の授業における言語活動の充実、ALTの効果的な活用およびコミュニケーション能力の向上を図るための授業改善について、情報提供や参加者同士の協議を行うことで英語教育の推進を図る。また、小学校第６学年を対象に英語４技能検定を実施し、分析結果説明会等を通して、自校や練馬区の結果を基に児童の実態把握を行うとともに授業改善につなげる。また、ALT派遣会社と連携し、希望する学校にはオンラインで外国人と関わる機会を提供し、実践的なコミュニケーション活動を推進する。
所管課	教育指導課

主な取組

項目6　子どもたちの体力向上の促進	
目標	新体力テストの結果の分析や体力向上に向けた運動プログラムの提案等を通して、児童・生徒の運動への関心を高め、人間活動の源である体力の向上を図る。
事業成果	(1) 練馬区体力向上検討委員会の設置 校長、教員を委員とする委員会において、①～③の内容について検討し、実践等を行った。 ①新体力テストのデータ分析 ②児童・生徒の体力向上に関する実技研修 【会場】中学校　【対象】小中学校教員 ③主体的に運動に取り組む児童・生徒の育成のための教員向けリーフレットの作成・配布 (2) 新体力テストのデータ分析に基づいた取組 データ分析を通して明らかになった課題の改善に向け、体育授業および教育活動全体を通じた取組を推進した。 【具体的取組例】 ・体育授業の指導力の向上のための教員研修 ・朝の時間や休み時間を活用した運動機会の設定 ・体力向上検討委員会提案の運動プログラムを周知(リーフレット作成) ・体育健康教育推進校（２校）でのＩＣＴを活用した体育授業の研究
今後の取組	豊かなスポーツライフの実現に向けた主体的に運動に取り組む児童・生徒の育成のための教員研修の実施やリーフレットを活用した運動プログラムの周知、体力テストのデータ分析に基づいた各校の取組の推進等により、子供たちが進んで運動に取り組むことができる環境を構築し、継続して児童・生徒の体力向上を図っていく。
所管課	教育指導課

項目7　子どもたちの食育の推進	
目標	食育基本法に基づき策定した「練馬区立小中学校における食育推進計画」（以下「食育推進計画」という。）の基本方針である「学校における食育の充実」等に沿った取組を進める。
事業成果	校長、副校長、主幹教諭等の教員と、栄養教諭、栄養職員等の食に関する専門性を有する教職員とで構成する食育推進リーダーを全校に配置した。 地場産物（キャベツ、練馬大根等）を区が提供する一斉給食の実施や、各校が区内農家から野菜を購入することで、目の前の食材を「生きた教材」として学校に活用、促進するなど、給食を通して食育の推進に取り組んだ。 区内地場産物使用平均日数（内、一斉給食の日数） 【令和４年度】小学校54.4日、中学校55.8日　（４日） 【令和５年度】小学校53.3日、中学校59.1日　（４日） 【令和６年度】小学校54.5日、中学校61.2日　（５日）
今後の取組	各校において食育推進リーダーを中心とし、第４次食育推進計画（令和４年度～８年度）や食に関する指導の全体計画に基づき、着実に食育を推進する。
所管課	保健給食課

項目8　ICTを活用した教育活動の推進	
目標	タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を充実する。
事業成果	(1) ハード面の充実 【令和４年度】 ・授業を受け持つ常勤教員にタブレット端末配備 【令和５年度】 ・中学校にデジタル採点システムを導入 ・校外でも校務環境に接続できる教育モバイルパソコンの配備 ・保護者と学校との情報伝達サービスを導入 【令和６年度】 ・小学校の教科書改訂に合わせて、指導者用デジタル教科書（国・社・算・理）を配備 ・中学校の校内ネットワークをWi-Fi化 (2) ソフト面の充実 小・中学校共に、タブレット端末を導入したことで、話し合う活動の充実が図られた。 また、学校に登校できない児童生徒に対して、同時双方向型のオンラインを活用した学習指導やインターネットを通じた課題の配信・提出、ＡＩ型デジタルドリルの活用を行い、学びの保障を実施することができた。 ○友達と話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができていると回答した割合 【令和４年度】 小６ 78.7%　中３ 79.0% 【令和５年度】 小６ 82.0%　中３ 80.2% 【令和６年度】 小６ 85.2%　中３ 83.9%
今後の取組	学習者用デジタル教科書の拡充や全国学力・学習状況調査のオンライン実施（CBT）等に備えて、小学校の校内ネットワークをWi-Fi化し、通信環境を強化する。また、中学校の教科書改訂に合わせて、指導者用デジタル教科書（国・社・数・理）を導入し、効果的な学習を行う。
所管課	教育施策課、教育指導課

主な取組	項目9　学校図書館を活用した学習・読書活動の充実	
	目標	全校一斉読書等の実施により読書時間を確保するとともに、学校図書館の活性化を図り、児童・生徒の読書活動を推進する。
	事業成果	区立小中学校においては、読書活動年間指導計画を作成し、読書活動の推進を図ってきた。朝読書や読書旬間等の取組は、全校で実施しており、読書に親しむ機会を確保するとともに、読書を通して読解力や思考力を育んでいる。また、全校に配置している学校図書館管理員による児童生徒への読み聞かせや、学校図書館を利用した調べ学習等の取組を通じて、児童生徒の読書活動の更なる推進を図る。 平成29年度から全ての区立小中学校の図書館に学校図書館管理員または学校図書館支援員を配置し、カウンター業務や学習用図書の手配等など学校図書館の運営を支援している。令和４年度からは、業務内容統一のため、学校図書館管理員に配置を一本化した。 学校図書館への人的配置校数 【令和３年度】　【令和４～６年度】 学校図書館管理員　小39校、中21校　小65校、中33校 学校図書館支援員　小26校、中12校　―――――――― 学校図書館蔵書管理システム（令和２年度末に全校配備完了）により、すべての蔵書をシステム上で管理している。
	今後の取組	全区立小中学校に導入した学校図書館蔵書管理システムにより貸出冊数等の利用状況を把握することで適切な蔵書管理を行い、引き続き学校図書館の利活用を推進する。 人的支援については、令和７年度から直接指示ができる学校司書を全校配置し、学習指導要領に基づく各教科等での「調べ学習」や総合的な学習の時間等における「探究的な学習」などでの活用を推進し、学校図書館を利用した学習・読書活動を一層充実させていく。 「練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）」に基づき、区立図書館、学校図書館および関係団体等の連携により、デジタル社会に対応し、子どもたちの自主的、自発的な読書活動を推進させていく。 区立図書館による電子図書館サービスが開始し、児童生徒が自らタブレットを利用した「調べ学習」や朝読書で電子書籍を利活用できるようになった。区立図書館では、電子書籍の取扱いを充実させていく。
	所管課	教育指導課、光が丘図書館

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 学びの連続性を考える上で、乳幼児期の教育は極めて重要である。環境整備のみでなく、教育・保育内容の充実を図る取組についても期待する。 ② 「練馬区幼保小連携推進方針」の策定や「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」への改訂、「小中一貫教育の取組プログラム」の作成がなされたことはたいへん評価できる。今後は、これらの実践や検証、ブラッシュアップにより、学びや育ちの連続性を重視した教育の推進が図られていくことを大いに期待する。 ③ 小中一貫教育の取組について、その目的や成果を家族や地域にも十分に周知し、学校のみならず子どもを大切にする地域風土作りにも役立ててもらいたい。 ④ 人権教育の推進を重点施策として、全校における人権教育や教員研修の取組に努めたことはたいへん評価できる。 ⑤ 人権教育、道徳教育は、年間を通して徹底して行う必要がある。特に性犯罪に係るものについては、被害者の一生の問題ともなり兼ねないことを認識し、誰も加害者、被害者にならないような教育が重要である。 ⑥ 人権教育において、子どもたちの育ちや学びは連続性のあるものとして捉え、乳幼児期からの発達を踏まえた体系的なプログラムの充実や幼保小の連携・接続を考慮した取組も期待したい。 ⑦ 英語教育において、小学校時代からかなり進んでいると思われるが、この頃から英語に興味が薄れては、その後の学習が辛いものになると思う。ぜひ指導改善方法を協議し、一層関心を高め充実してほしい。 ⑧ 英語教育の充実に対する施策は評価できるが、英語があまり好かれていないとの調査結果を踏まえ、昨年の意見にもあるように、英語はコミュニケーションツールであることを重視し、英語の勉強にならないようにしてほしい。 ⑨ 練馬区の各校において食育推進チームの方々が子どもの体づくりのために食育を推進している。食育において、給食がとてもバランスのとれた食事であることを伝える事はもちろん、残す=捨てる、という食品ロスに対しても練馬の子どもたちには考えてほしい。 ⑩ 教科書が重いことを改善してもらいたいという要望が、子どもたち、保護者、さらに昨年の意見にも出ている。ICTの活用が進んでいることを踏まえ、置き勉と併行して教科書自体を軽くシンプルなものにするよう出版社に働きかけてほしい。 ⑪ 「今後の取組」に「学習者用デジタル教科書の導入に備えて・・・」とあるが、例えばデジタル教科書とは何か、デジタル教科書の導入と、利点と課題などを知らない保護者が多くいると聞く。保護者への丁寧な説明や授業参観などで活用体験などを計画し、理解していただいたり不安を取り除いたりする取組が必要と考える。 ⑫ 学校図書館をより充実させ活用させていこうとする取組に一定の評価をする。しかし一方で、図書館を利用する児童・生徒に偏りがあると考える。多くの児童・生徒が図書館を利用する工夫をしてほしい。例えば、朝学習や10分間図書で図書館の本を読む日を作るなど。

昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 各園の環境整備に加え、都が実施する研修や各園間の交流を通じた研究の機会を捉え、教育・保育内容の充実を図っていく。 ② 「練馬区幼保小連携推進方針」に基づき、「ねりま幼保小の架け橋期プログラム」を研修会や懇談会などの機会を活用し、教員・保育士がプログラムの内容を理解し、共通認識を持って実践に取り組めるよう支援していく。具体的な事例や課題と結びつけながら紹介し、現場での活用を促していくことで、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続をさらに進めていく。 ③ 小中一貫教育については、各中学校区グループにおいて、児童生徒会の交流や部活動体験等の取組を実践しており、継続していく。今後、保護者および地域への理解促進や協力体制の構築に向けて、例年作成している小中一貫教育リーフレットの配付を通して、周知を図っていく。 ④ 令和６年11月に「人権を基盤とした教育・研修等プログラム作成委員会」 ⑤ を設置し、プログラムを作成した。令和７年度より、幼児児童生徒が、生 ⑥ 命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けるよう区立幼稚園、区立小中学校および区立小中一貫教育校でプログラムを実施している。 ⑦ 小学校３・４年生で外国語活動、５・６年生で外国語科として英語を学ぶ ⑧ 現状を踏まえ、年５回の教員対象研修や、小学校６年生対象の英語４技能検定の実施をしている。また、中学校１年生ではイングリッシュキャンプを実施し、英語を実際に使う場面の設定や、英語で気持ちを伝えたいという思いを児童生徒が持つことを重視し、英語教育を推進していく。 ⑨ 地場産物の食材を使用した給食については、今後も各校で推進していく。また、区立小学校の全校で農業者と連携した教育活動を実施しており、生産者の話を聞いたり、栽培・収穫体験したりする機会等を通じて、食育の推進を図っていく。 ⑩ 教科用図書の発行者に対し、教科用図書の軽量化の要望がある旨、伝えていく。 ⑪ デジタル教科書による動画や音声、拡大表示などの機能により、学習の理解を深めることができる一方、視力・健康面への懸念がある。デジタル教科書の利点や課題については、授業参観や保護者会等で保護者に周知するとともに、「ＳＮＳ練馬区ルール」リーフレット等を活用した情報モラル教育に関する指導の充実を図り、児童生徒が正しくICT機器を活用できるようにしていく。 ⑫ 各学校では、朝読書や読書旬間等を読書活動年間指導計画に位置付け、児童生徒が継続的に読書活動に親しむ機会を確保している。また、各教科等で調べ学習を行う際にも、学校図書館の活用を進めている。今後も、全校に配置している学校図書館管理員による学校図書館の環境整備や児童生徒への読み聞かせ等を行いながら、読書活動の充実を図っていく。

	評価	特記事項
点検・評価欄		

重点施策	1-② 教員の資質・能力の向上	
	概要	○ 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。 ○ 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。 ○ ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。 ○ 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。

主な取組	項目1　教員研修の充実	
	目標	職層や教育課題に応じた各種研修等を実施するとともに、意欲と能力ある若手教員の養成を進め、教員の資質と指導力の向上に努める。
	事業成果	職層や教育課題に応じた研修を実施し、教員の資質の向上を図る。 【令和６年度】 ①職層研修 校長・副校長研修、昇任・転任研修、主幹教諭任用時研修、 主任教諭任用時研修、指導教諭連絡協議会 ②年次研修 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ、１年次（初任者）研修・新規採用者研修、 ２年次研修、３年次研修 ③担当者・リーダー養成研修 教務園務担当者連絡会、生活指導担当者連絡会、研究担当者研修、 進路指導担当者連絡会、司書教諭等研修、道徳教育研修、 食育推進研修、特別支援教育コーディネーター研修、 小中一貫教育研修、いじめ対応研修、不登校対応研修、学校マネジメント講座、異文化理解・多文化共生に関する研修、ICT活用推進リーダー育成研修、英語専科教員連絡会、英語４技能検定活用研修 ④教育課題研修 人権教育研修、外国語研修、特別支援教育研修、 特別支援教室巡回指導教員研修、応急救護研修、体育実技（水泳指導・ダンス）研修、体力向上に関する研修、小動物飼育研修、 幼児教育研修、幼保小連携研修、学校教育相談研修、 ねりまスキルアップ講座、指導教諭による模範授業
	今後の取組	若手教員については、東京都が示す教員としての資質の向上に関する指標を基に、学習指導力、生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力、学校運営力・組織貢献力の向上のために、年次に合わせた研修を系統的に実施していく。また、特別支援教育、いじめや不登校の対応、教員の服務の徹底など、喫緊の課題となる研修の充実を図る。研修の種類や内容によっては、従来の集合型研修だけでなく、Web会議システムを活用したオンラインによる双方向型研修を実施し、教育現場のニーズに合わせた実践的な研修を充実させる。
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター

項目2　教員のICT活用能力の向上	
目標	ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図る。
事業成果	区内小中学校教員を対象に、タブレット端末を含むICT機器に関する定期的な研修を実施し、教員のICT活用能力の向上に努めた。 【令和４年度】 教育ICT実践事例集の印刷・配布 ICT活用推進リーダー育成研修会の開催（５回） ICT支援員の継続配置 教員ICT活用状況調査および学校への報告 【令和５年度】 練馬区教育ICT利活用ポータルサイトの活用 ICT活用推進リーダー育成研修会の開催（５回） ICT支援員の継続配置 教員ICT活用状況調査および学校への報告 【令和６年度】 練馬区教育ICT利活用ポータルサイトの充実 ICT活用推進リーダー研修会の開催（５回） ICT支援員の継続配置（かけつけ訪問追加（上限回数なし）） 教員ICT活用状況調査および学校への報告
今後の取組	ICT活用推進リーダー研修会では、学識経験者による講演、先進校の実践の共有などを行い、最新の情報を基にしたリーダーによる各校での還元研修を行えるようにする。また、練馬区教育ICT利活用ポータルサイトを活用し、全教職員に対して、活用事例や国や都の動向などを随時配信していく。 学校の課題・ニーズを把握し、実態に応じたICT支援員による授業支援や校内研修を実施し、さらなる教員のICT機器の活用能力の向上を図る。
所管課	教育指導課、教育施策課

<table>
<tr><td rowspan="4">主な取組</td><td colspan="2">項目3　子どもたちと向き合う時間の創出（教員の働き方改革の促進）</td></tr>
<tr><td>目標</td><td>小中学校への会計年度任用職員の配置や出退勤システムの導入により、教職員の業務負担軽減を図ることで子どもと向き合うことができる環境を整備する。</td></tr>
<tr><td>事業成果</td><td>(1) 人的配置
学校（園）教員の長時間労働の改善を目的とした、「練馬区立学校（園）における働き方改革推進プラン」を平成31年３月に策定した。
教員が児童・生徒への指導・教材研究等を行う時間を確保し、副校長が学校経営等の業務に注力できる環境を整備するため、教員の業務をサポートする会計年度任用職員を配置した。
※印は、１校につき１人配置
【令和４年度】
学校経営補佐※：中学校１校（４年度末で廃止。副校長補佐に統合。）
副校長補佐※：小学校39校、中学校19校
スクール・サポート・スタッフ：小学校65校(73人)、中学校33校(37人)
部活動指導員：中学校７校（８人）
学校生活支援員：小学校65校（166人）、中学校31校（58人）
【令和５年度】
副校長補佐※：小学校60校、中学校32校
スクール・サポート・スタッフ：小学校65校(82人)、中学校33校(41人)
部活動指導員：中学校12校（13人）
学校生活支援員：小学校65校（182人）、中学校33校（59.5人）
令和５年６月～短時間職（４時間/月13日、５時間/月11日）を新設
短時間職の配置人数は、実人数１を0.5人として換算
【令和６年度】
副校長補佐※：小学校61校、中学校32校
スクール・サポート・スタッフ：小学校65校(82人)、中学校33校(41人)
部活動指導員：中学校18校（23人）
学校生活支援員：小学校65校（204.5人）、中学校33校（63人）
令和５年６月～短時間職（４時間/月13日、５時間/月11日）を新設
短時間職の配置人数は、実人数１を0.5人として換算

(2) 教職員出退勤管理システム
【令和元年度】
・教職員出退勤管理システムの導入に向けた検討を開始
【令和２年度】
・教職員出退勤管理システムのプロポーザルを実施
・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結、システム構築
【令和３年度】
・教職員出退勤管理システム本稼働、令和３年９月から運用開始</td></tr>
<tr><td>今後の取組</td><td>スクール・サポート・スタッフおよび副校長補佐については、教員の勤務状況に応じて、適正な配置数を維持する。副校長補佐には学校配置後に即戦力として働けるよう、システム研修の実施を検討する。現在全校に配置している学校生活支援員については、教員の負担軽減に資するよう、順次配置人数を拡充する。
引き続き、教職員出退勤管理システムで客観的に把握した学校別の時間外在校時間を分析し、対策を検討する。</td></tr>
<tr><td>所管課</td><td>教育指導課</td></tr>
</table>

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 様々な研修の実施は評価できる。一方、教員の過剰な負担にならないよう配慮してもらいたい。 ② 若手教員がやりがいをもって教育にあたれるように、校長・副校長をはじめベテランの先生方は、若手教員の働きぶりを丁寧にみて適切な評価と積極的な声かけをお願いしたい。同様に、保育士や幼稚園教諭へ上の立場の方からの適切な声かけもお願いしたい。 ③ 教育の資質向上を図る研修は、今後も継続しつつ内容も都度、質にこだわった内容へとアップデートし続けてほしい。 ④ 教員の資質・向上について、研修や教員の働き方改革を精力的に進めていただいている点は高く評価したい。その一方で、次のような課題の存在も感じている。 ①多様な価値観を持つ家庭が多い中で、子どもも保護者の影響を受けて多様な価値観を持って登校してきている。そのことで、集団生活になじめず学級への所属感が持てなかったり、教室にいられなくなったりする子どももいると聞く。どの子どもにとっても優しい空間のある教室づくりという観点からの教員研修も必要だと考える。 ②LINEを活用したいじめがあると、大人はその実態を見る事が出来ないなど、情報技術が目まぐるしく変化する社会の中で、大人である教員が活用面でついていけないのではないかという危惧を持っている。また、スマホ決済が進み、お金を見たことが無い子どもがいるようである。大人だけでなく、子どもの生活が変化して窮屈になっている現状のなかで、教員がゆったりと子どもと向き合える機会や子どもがゆったり過ごせる機会を作るべきだと思う。 ⑤ 各教員はそれぞれにICTを活用し、子どもたちの興味を引き出す授業を工夫している。ICTの使用に不慣れな教員も見受けられるが、試行錯誤を重ねながら意欲的に学び、子どもたち以上に勉強している点は高く評価できる。 ⑥ 幼稚園、小学校、中学校は現在多くのサポートスタッフが在籍し、子どもや教員の支援を行っているように感じる。このことについては高く評価したい。 ⑦ 部活動指導員数増加のために、予算を上げて幅広く募集してほしい(現実問題、時給が低く若手になり手がいない)。 ⑧ 子どもたちと毎日接する教員には、「心身ともに元気」で意欲的に能力を発揮してもらいたい。働き方改革はもちろんのこと、時折ストレスチェック制度なども取り入れ、自身の健康状態も十分に意識してもらいたい。

昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 適宜、オンラインでの研修を実施するなど、負担の軽減を図っている。 ② 授業観察を年３回行う中で、管理職には、適切な評価をお願いしている。また、教育指導課訪問や校内研修会において、管理職から各教員の取組を聞き取るなど授業において工夫が見られた点などを評価し伝えることでやる気を促している。 ③ 毎回の研修を通じて教職員からアンケートを取り、ニーズ等を把握している。年次研修はもちろんのこと、夏季休業中には、ねりまスキルアップ研修を実施し、教員に求められるテーマを設定し、質にこだわった内容にアップデートしている。 ④ ①初任者研修等を通じて、特別な配慮を要する児童生徒への対応について研修を行っている。校内体制の充実とともに教職員の対応の仕方等、研修を通じて教職員の資質向上を図っている。 ②インターネットを介したいじめなど、現代の課題を踏まえた教員研修を引き続き実施していくとともに、子どもたち一人一人と教員とが、互いに心身ともにゆとりをもって関わり合えるよう、教育課程の工夫や事務の軽減など、教員の働き方改革を進めていく。 ⑤ 各校のＩＣＴ活用推進リーダーを中心とした研修体制およびＩＣＴ支援員によるサポート体制を構築し、引き続き、ＩＣＴ機器の活用の促進を図っていく。 ⑥ 教員の働き方改革および児童・生徒支援に資するサポート人材に対して研修会を実施し、引き続き質の向上を図っていく。 ⑦ 区報のみならず、区公式SNSを活用し、幅広く募集を行い、概ね計画通りの増員ができている。また、部活動外部指導員の謝礼金について、これまで１時間あたり1,250円だったが、令和７年度から1,500円に引き上げた。 ⑧ 年に１度、任意ではあるが、健康診断の際にストレスチェックを行っている。その他にも校長・副校長や産業医等による面談など、機を捉えて、教員の健康状態の把握を行っている。

	評価	特記事項
点検・評価欄		

重点施策	1-③ 学校の教育環境の整備	
	概要	○ 学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。 ○ 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。 ○ 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。 ○ 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。

	項目1　学校施設の整備（改修・改築）	
	目標	改築・改修により児童・生徒の安全で快適な教育環境を確保する。
	事業成果	築50年以上の学校施設が半数以上を占めており、計画的な改築・改修が必要である。 令和６年度は、向山小学校の実施設計、上石神井北小学校および旭丘小・中学校（小中一貫教育校）の改築工事を進めるとともに、田柄中学校は改築工事、立野小学校、上石神井小学校、上石神井中学校、大泉学園中学校および中村西小学校は基本設計、練馬東小学校および豊溪小学校は実施設計に着手した。 校舎を築80年まで使用するため、築60年を目途に長寿命化改修を行う。改修にあたっては建物の状況を調査し、工事内容を精査することでコスト削減に取り組む。令和６年度は開進第一小学校、開進第二小学校および豊玉中学校は基本設計に着手、石神井南中学校は実施設計に着手した。 【令和４年度】 工事２校（関町北小学校、上石神井北小学校） 設計３校（旭丘小・中学校、向山小学校、田柄中学校） 【令和５年度】 工事３校（関町北小学校、上石神井北小学校、旭丘小・中学校） 設計５校（向山小学校、田柄中学校、練馬東小学校、豊溪小学校、石神井南中学校※） 【令和６年度】 工事３校（上石神井北小学校、旭丘小・中学校、田柄中学校） 設計12校（向山小学校、練馬東小学校、豊溪小学校、石神井南中学校※、上石神井小学校、上石神井中学校、立野小学校、開進第一小学校※、開進第二小学校※、大泉学園中学校、中村西小学校、豊玉中学校※） ※長寿命化改修
	今後の取組	区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き改築を進めるとともに、校舎の長寿命化改修に取り組む。
	所管課	学校施設課

主な取組	項目2　区立学校の適正規模・適正配置	
	目標	今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方等について検討を進める。 また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、旭丘小学校・旭丘中学校を先行して準備を進める。
	事業成果	(１)適正規模・適正配置の取組 今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方について検討を行い、新たな基本方針を策定した。 【令和４年度】 適正規模・適正配置検討委員会　２回 【令和５年度】 適正規模・適正配置検討委員会　３回 第二次適正配置基本方針の策定 【令和６年度】 適正規模・適正配置検討委員会　３回 適正配置第二次実施計画（素案）の公表 (2) 小中一貫教育校の開校に向けた取組 令和元年度から保護者や地域の代表および学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、小中一貫教育校の開校に向けた検討を進めた。 【令和４年度】 小中一貫教育校推進委員会　４回 保護者および地域説明会の開催　延３回 【令和５年度】 小中一貫教育校推進委員会　５回 校章・校歌、標準服等検討部会　５回 保護者および地域説明会の開催　延３回 【令和６年度】 小中一貫教育校推進委員会　４回 校章・校歌、標準服等検討部会　９回 保護者および地域説明会の開催　延２回
	今後の取組	今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえた、区立学校の適正規模・適正配置のあり方に関する新たな基本方針である「第二次適正配置基本方針」に基づき、引き続き教育環境を整備する。 また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校「みらい青空学園」の開校に向けて、引き続き小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、保護者や地域の意見を聞きながら準備を進める。
	所管課	教育施策課
主な取組	項目3　学級編制等のあり方の検討	
	目標	令和３年の法改正により、小学校35人学級の対象年齢が令和７年度に小学６年生まで段階的に拡大していく。国および都の規程に基づいた学級編制を確実に実施する。
	事業成果	令和７年度は小学６年生が35人学級となり、全学年で35人学級を実施した。児童・生徒数の推計を関係各課に提供し、普通教室の確保に努めた。
	今後の取組	引き続き法改正を踏まえて、今後の児童・生徒数について推計を行う。その結果を関係各課に適時提供することにより、普通教室を計画的に確保していく。また、推計の精度を高めるため、推計方法を随時見直す。
	所管課	学務課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 区の財政を考慮した中で、学校設備の整備および適正規模・適正配置が着実に進んでいると思う。 ② 部活動の環境整備は、各学校ごとに部活動数に違いがあり選択肢の少ない学校もある。例えば、野球部用ネット整備をして、校外にボールが出ないような高さや幅に配慮し、近隣住民へも理解を深めてほしい。 ③ 校内での犯罪を未然に防ぐ意味で、建物内外で死角になるような場所がないか点検し、改善してもらいたい。 ④ 今後の学校施設を考えると、コミュニティースクールの導入に伴う、地域の方の校内の居場所、不登校児童生徒等の校内の居場所など、今までにはなかった部屋の確保が求められるようになると考えられる。新しく改築予定の学校にはこのようなスペースの確保も検討していただきたい。 ⑤ 門の施錠をしている学校としていない学校が見受けられるという意見に対して、令和７年度中に全区立小中学校の主たる門扉に電気錠を設置するという方針で事業が進んでいる点は評価したい。 ⑥ 新たな小中一貫教育校の改築にあたって、児童館・まちかどケアカフェ・地域包括支援センターの設置は良い取組だと評価する。共生社会への実現の一歩にしていただきたい。 ⑦ 小学校の１学級当たりの児童数が35人になったことに伴い、様々な課題が出てきたが、全体的には、これらの課題に適切に対応していただいてきたと受け止めている。普通教室の確保などに苦慮することもあるかと思うが、困難な学校へは行政から支援していただきたい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① より良い学びの実現に向けて、学校教育の充実を図り、児童・生徒に良好な教育環境を提供するため、「第二次適正配置基本方針」に基づき、適正規模の小中学校を地域に適正に配置する。 ② 環境整備においては、学校とも情報の共有を通じて連携し、各校の状況に合わせた対応策を検討する。 ③ 児童・生徒の安全確保のため、各学校では月に１回の校内点検を行い、死角となる場所の把握と改善に努めている。今後も安全な教育環境の整備を進めていく。 ④ 教育環境の変化に合わせ、学校や関係各部署との協議を踏まえた上で、学校ごとに対応策を検討する。 ⑤ 学校への不審者の侵入を未然に防ぐため、令和７年度中に全区立小中学校の主たる門扉への電気錠の設置が完了する予定である。（改築中の学校を除く） ⑥ 今後も学校改築の際には、周辺施設や新たな区民サービスの機能との複合化を検討していく。 ⑦ 現在は、中学校の35人学級に向けた準備・調整を進めている。しかし、特別支援学級の増などの影響もあり、余裕教室がない学校がある。そのため、学務課・教育指導課とも協力しながら、学校選択制の人数制限や教育課程の調整等により、特別教室等の活用を検討している。なお、原則として増築はできないため、既存施設内でのやりくりが必須である。

	評価	特記事項
点検・評価欄		

２　家庭や地域と連携した教育の推進

重点施策	２-①　家庭教育への支援	
	概要	○ 学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。 ○ 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。

	項目1　家庭教育への支援	
	目標	児童・生徒および保護者等を対象に、家庭教育や子どもの健全育成、安全等に関する学習や話し合いの場や機会を充実する。
		１　家庭への情報提供 多種多様な学びの場や相談窓口等を紹介するため、家庭教育支援リーフレット「ネリまなび」を発行するとともに、区ホームページ検索サイト「ネリまなび～親子で見てみよう」を作成し、情報発信を行った。 　また、情報リテラシーチェックシートをオンラインで配信し、情報モラルや機器を使用する際の健康面への配慮について、保護者と子どもが共に学ぶ機会を提供した。 【令和４年度】 「ネリまなび」発行　12,000部 情報リテラシーチェックシート利用者数（延べ） 小学生向け　1,265名 中学生向け　404名 【令和５年度】 「ネリまなび」発行　7,200部 区ホームページ検索サイト「ネリまなび～親子で見てみよう」 ページビュー数　2,600回 情報リテラシーチェックシート利用者数（延べ） 小学生向け　1,092名 中学生向け　228名 【令和６年度】 「ネリまなび」発行　6,800部 区ホームページ検索サイト「ネリまなび～親子で見てみよう」 ページビュー数　1,293回 情報リテラシーチェックシート利用者数（延べ） 小学生向け　863名 中学生向け　127名

主な取組	事業成果	２　講演会の実施 　子育てに関する保護者対象の講演会を開催した。 【令和６年度　テーマ・開催日・参加人数】 (1) 子育て講習会『愛着って、なんだろう～愛着と子育ての秘訣』 　令和６年５月20日、６月17日、７月８日、８月５日　延89名 (2)学校や勉強が苦手な子どもたちの進路選択～令和７年の高校進学について 　令和６年６月22日　59名 (3) 子育て講習会『愛着って、なんだろう～愛着と子育ての秘訣』 　令和６年９月30日、10月21日、11月18日、12月16日　延96名 (4) 不登校のお子さん、学校生活が苦手なお子さんの進路を考える 　～令和7年の高校進学について 　（会場・オンライン同時開催） 　令和６年10月26日　81名 (5) 子育て講習会『思春期はこわくない～思春期まるわかり講座』 　令和７年１月20日、２月17日、３月17日　延66名 (6) ビジョントレーニングを知ろう～見る力をグングン伸ばす 　（会場・オンライン同時開催） 　令和７年１月25日　118名 (7) 不登校やひきこもりがちの子どもたちに家族ができること 　（会場・オンライン同時開催） 　令和７年２月22日　72名 (8)学校や勉強が苦手な子どもたちの進路選択～令和８年の高校進学について 　（会場・オンライン同時開催） 　令和７年３月８日　91名 令和６年度　合計８講座　16回　延672名 （令和５年度　合計８講座　15回　延295名）
	今後の取組	児童・生徒用タブレットパソコンのブックマークにより情報リテラシーチェックシートへのリンクを行うなど、引き続き、LINEやタブレット等を用いて家庭教育支援に関する情報発信を行う。 　今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。また、会場とオンライン同時開催での講演会を増やし、保護者が参加しやすい環境を整える。
	所管課	教育施策課、学校教育支援センター
	項目2　関係機関との連携強化	
	目標	子どもに対する総合的かつ切れ目のない成長支援の施策を、効果的・効率的に展開するため、教育、福祉、保育、保健等を所管する関係機関の連携を強化する。
	事業成果	スクールソーシャルワーク事業では、スクールソーシャルワーカーが全小中学校の定期訪問を行い、不登校児童生徒の早期支援や長期化防止対応などを学校と連携して行った。また、校内委員会、子ども家庭支援センターの地域ネットワーク会議、主任児童委員連絡会などにも定期的に出席し、連携を深めた。６年度から統括スクールソーシャルワーカー（保健師）を配置したことにより、関係機関との連携強化や、支援の質の向上を図った。状況に応じ、教育相談室や適応指導教室（トライ・フリーマインド）、総合福祉事務所、保健相談所などとも連携し、適切な支援を行った。
	今後の取組	スクールソーシャルワーク事業では、家庭環境や精神的課題等の困難事例が増加傾向にあることを踏まえ、スクールソーシャルワーカーの専門性向上のため研修等の充実を図るとともに、引き続き子ども家庭支援センター等の関係機関との関係強化と質の向上を図っていく。
	所管課	学校教育支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 15回開催された講演会では、不登校に関連するテーマが多く見られた。不登校はいじめなど原因が明確なものとは限らず、どの児童生徒の身にも起こりうる事象である。それだけに、不登校経験者から直接お話をうかがえる機会は、保護者にとって心強いものになる。 ② 目標に掲げてある「保護者を対象とした話し合いの場」を設けてもらいたい。 ③ トライ・フリーマインドの保護者を対象にした個人相談や懇談会は重要である。寄り添った支援を引き続きお願いしたい。 ④ 様々なテーマで数多くの講演会が開催されていることは評価できる。より多くの保護者が参加しやすいように、オンライン同時開催に加え、オンデマンド配信も検討してもらいたい。 ⑤ 子どもや家族には、教員には話しにくい内容でも、スクールソーシャルワーカーには話せるという内容も少なくないと思う。ちょっとした心配事でも相談できるスクールソーシャルワーカーの活用をもっと進めてほしい。 ⑥ スクールソーシャルワーカーに関する事業成果に書かれている内容はとても素晴らしい。このように横の連携を密にし、まさに蜘蛛の巣状のネットワークを子どもたちのために構築していただきたい。 ⑦ 各家庭への情報提供方法を多方面から試みているところが素晴らしい。100%の周知を目指すべく模索し続けてほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 今後も講演会を実施し、引き続き情報提供を行う。 ② 保護者向け講演会を、講師からの情報提供の場としてだけではなく、保護者同士がテーマに沿って話し合ったり、情報交換したりする機会としても活用することを検討していく。 ③ 昨年度に引き続き、トライ・フリーマインドの保護者を対象とした個人相談（随時）や懇談会（各学期１回）を実施する。 ④ 講演会は、講師と参加者の質疑応答なども経て理解を深めていく内容であり、一方通行の情報提供となるオンデマンド配信にはなじまない内容となっている。講演会の開催日時も検討するなど、引き続きオンライン同時開催を充実し、より参加しやすい講演会となるよう努めていく。 ⑤ スクールソーシャルワーカーは、定期的に学校を訪問し、個別支援を行っている児童生徒以外からの相談に対応している。個別支援においては、子どもやご家族の思いや悩みに丁寧に耳を傾けながら、必要に応じて関係機関と連携し、支援に取り組んでいる。今後も、支援者として、また相談相手として信頼される存在となれるよう取り組んでいく。 ⑥ スクールソーシャルワーカーは、学校訪問の頻度を高めながら教員や校内支援者との連携強化に取り組んでいる。また、子ども家庭支援センター、総合福祉事務所、保健相談所等関係機関とも、事業にかかる相互理解を進めることで連携強化を進めていく。 ⑦ 家庭への情報提供においては、練馬区公式LINEや児童生徒用タブレットパソコンおよび区のホームページ等、様々な方法で発信を行っている。今後も、多くの区民に情報がいきわたるよう、発信の方法を工夫していく。

	評価	特記事項
点検・評価欄		

重点施策	２-② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	
	概要	○ 子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。 ○ 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。 ○ 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。

	項目1　学校安全対策の推進	
	目標	区内３警察署と連携しながら警察官OBの学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員派遣等の学校安全対策に取り組む他、講習会等啓発事業の開催を通じて保護者、教職員、子ども等の防犯意識の向上に努める。
	事業成果	子どもに関する不審者情報を把握した際、学校防犯指導員が不審者の態様、行為、危険性を判断し、各小中学校への防犯指導や臨場警戒、民間警備員の派遣等を実施した。また、重大な事態に至りそうなケースについては所管警察に繋げた。 さらに、不審者が校内に侵入した場合を想定して、実際に刺股等の防犯用具を使用した訓練を実施するなど、安全対策の充実に努めた。 民間警備員の派遣 【令和４年度】派遣日数　307日 派遣校数　52校 【令和５年度】派遣日数　373日 派遣校数　58校 【令和６年度】派遣日数　285日 派遣校数　51校 子どもの見守り・安全講習会の実施 【令和４年度】参加者　4,457名（27回） 【令和５年度】参加者　6,361名（41回） 【令和６年度】参加者　12,710名（50回） 通学区域防犯カメラの設置 【平成26年度】 65台 【平成27年度】128台　累計　193台 【平成28年度】132台　累計　325台 【令和元年度】 66台　累計　391台 通学路等安全点検の実施 （全小学校65校を３年間で一巡。学校が希望すれば２年連続実施も可） 【令和４年度】実施校23校（22校+希望校１校） 【令和５年度】実施校22校 【令和６年度】実施校22（21校+希望校１校）

主な取組	今後の取組	通学区域防犯カメラを安定的に運用し、古いカメラから順次新しいカメラへ更新をしていくとともに、引き続き学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員の配置を行う。学校・保護者・地域・警察と合同で通学路等安全点検を実施し、通学区域内の危険箇所を把握のうえ、対策を立案・実施する。安全講習会については、不審者が校内に侵入した場合に、教職員が組織として的確に行動し、児童生徒を迅速かつ安全に避難誘導できるよう、警察と連携して非常通報装置（学校110番）を使用した実際の110番通報訓練等を実施していく。また、不審者に対する防犯意識向上のため、PTA等と連携して保護者向けの訓練講習会を実施していく。
	所管課	教育総務課
	項目2　地域を活用した教育活動の推進	
	目標	各学校において、多様な教育活動を展開するため、様々な知識・経験・技能を有する地域の人材の活用を進める。
	事業成果	地域人材の活用を進めるため、平成28年度から「学校・地域連携事業」を開始し、平成30年度以降全校・園で実施している。各校に地域の人材と学校のニーズを調整するコーディネーターを配置し、地域と学校の連携体制の強化を進めた。 また、多くの学校で「地域未来塾」を実施し、学習習慣が十分身に付いていない児童・生徒等を対象に、放課後等を活用した学習支援を行った。地域未来塾の実施に当たり、大学生や教員OB等の地域人材を活用した。 さらに、教育活動への協力を希望する人材を登録して、学校に紹介する「学校サポーター登録制度」を運用した。 【令和４年度】※ 学校・地域連携推進校　101校・園　（うち地域未来塾実施校　81校） 学校サポーター登録数　528名・17団体　（令和４年度末時点） 【令和５年度】※ 学校・地域連携推進校　101校・園　（うち地域未来塾実施校　83校） 学校サポーター登録数　381名・14団体　（令和５年度末時点） 【令和６年度】 学校・地域連携推進校　101校・園　（うち地域未来塾実施校　85校） 学校サポーター登録数　410名・15団体　（令和６年度末時点） ※　地域未来塾の実施校について、大泉桜学園は２校としてカウントした。
	今後の取組	引き続き、全小中学校・幼稚園を学校・地域連携推進校に指定し、地域人材の活用を進め、地域未来塾をはじめとする地域連携事業の充実に取り組む。 また、学校サポーター登録制度の周知や登録者情報へアクセスしやすい環境整備に取り組むことで、学校での更なる地域人材活用につながるよう、支援していく。
	所管課	教育指導課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 子どもの見守り・安全講習会の実施、防犯カメラ設置等が着実に進んでいるのことは評価できる。防犯カメラに関しては、犯罪を未然に防ぐ意味で、通学路にはたくさんの防犯カメラが設置されていることを周知することも大事である。 ② 子どもたちがまち歩きや地域と取り組む活動を行うと、その地域が活性化し、より一層子育てに理解が進むと考える。また、同時に通学路での防犯活動や見守りにも影響は大きい。ぜひこれからも地域社会との協働を進めていただきたい。 ③ 教育活動にご賛同いただいている地域の皆様には大変感謝している。地域の皆様の見守りは、防犯カメラよりも子どもたちの防犯になっていると考える。 ④ コミュニティ・スクールの取組により、学校が地域や子どもを取り巻く様々な機関との連携を強めれば、子どもたちにとっては素晴らしい成果となって現れてくると考える。家庭や地域との連携・協働を進めるために、コミュニティ・スクールの導入を加速してほしい。 ⑤ 児童の登校時に保護者が不在の家庭では、児童が集団登校に参加しなかったり、登校しなかったりする場合があるようだ。または、早く学校に登校せざるを得ず、どこにも行き場のない児童がいるようである。検討するべき課題かと考える。 ⑥ 地域の人材活用について、登録者情報にアクセスしやすいように取り組むということであり、その成果に期待している。また、地域の人材活用では、謝礼等の費用が発生する場合が予想される。学校へ予算面でのサポートを行っていただきたい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 通学区域防犯カメラについては、７年度から区ホームページにて周知を開始した。今後とも区・教育委員会による学校安全の取り組みを周知していく。 ② 区内小学校では、生活科や総合的な学習の時間等で、町探検や地域で働く方々との交流を行うことを通じて、地域を大切にする気持ちを育んでいる。また、区内中学校では、地域の施設で職場体験を実施するなどして、地域との関わりを深めている。今後も、地域や保護者の協力を得ながら、児童・生徒の体験的な学習を進めるとともに、地域の活性化を図っていく。 ③ 例えば小学校では、保護者や地域の方が来校者への声掛け、校内や学校周辺の見守りなどを行う学校安全安心ボランティア事業を実施している。引き続き、保護者や地域と連携した安全確保に努めていく。 ④ 今年度は、学校運営協議会制度導入校３校に加えて、令和８年度から学校運営協議会制度導入を希望する学校６校を実証校として指定し、正式導入に向けて検証を進めている。令和８年度以降も、学校の実態を踏まえながら、学校運営協議会導入校を拡充していく。 ⑤ 令和７年度は児童の登校の実態や保護者のニーズ、学校の課題等を把握するため、「小学生の朝の居場所」に関するアンケート調査を実施した。アンケート結果を踏まえ、令和８年度からのモデル実施に向け、学校等と調整を進める。 ⑥ 令和７年度から登録者台帳の一斉更新および運用変更を行い、登録者情報にアクセスしやすい環境を整えた。謝礼等の費用面について、予算令達後の執行見込額調査を行い、必要としている学校に再配当できるように配慮した。

点検・評価欄	評価	特記事項

３　支援が必要な子どもたちへの取組の充実

重点施策	３-①　いじめ・不登校などへの対応	
	概要	○ いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。 ○ 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。 ○ 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室を充実するとともにICT機器の活用を図ります。 ○ 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組みます。

	項目1　いじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進	
	目標	いじめ・不登校等に対して各校での組織的な体制の充実を図っていく。 スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等の校内相談体制と、教育相談室、スクールソーシャルワーク事業などの校外相談体制を一層充実させるとともに、学校、教育相談室、適応指導教室、子ども家庭支援センター、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所など関係機関の連携を一層深めていく。
	事業成果	(1) 教育相談の実施 区内４か所の教育相談室で、専門の教育相談員による対面での相談（来室相談）や電話相談を実施している。このほか、児童・生徒用タブレット等を活用したメール・チャット相談等を行っている。 ●来室相談件数 【令和４年度】2,653件【令和５年度】2,623件【令和６年度】2,685件 ●電話相談件数 【令和４年度】761件【令和５年度】758件【令和６年度】914件 ●メール・チャット相談件数 【令和４年度】444件【令和５年度】714件【令和６年度】823件 (2) 関係機関の連携 スクールカウンセラー、心のふれあい相談員を全小中学校に配置し、きめ細かい心のケアを行い、悩みを抱える児童・生徒の学校生活を支えている。また、小・中学校からの依頼に基づき、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して支援を行っている。 スクールソーシャルワーカーの訪問支援件数 【令和４年度】小学生 4,338件　中学生 4,710件 【令和５年度】小学生 5,253件　中学生 5,001件 【令和６年度】小学生 5,369件　中学生 5,182件 (3) 研修会等の実施 若手教員研修会において、いじめ防止をテーマにした内容を実施し、いじめの未然防止に向けた教員の役割について理解を深めた。 全校のいじめ対策推進教員を対象にしたいじめ防止に関する研修会を実施し、各校における組織的にいじめに取り組む体制の充実を図った。 各校でのいじめに関する校内研修の充実を図るために「いじめ防止研修資料（令和７年３月改訂）」の活用について、学校に周知した。 不登校対応に関しては、不登校児童・生徒への支援方針を明確にし、対応のポイントを明示した不登校パンフレットを作成し、学校に周知した。

主な取組	今後の取組	今後も対面での相談だけでなく、電話、インターネットを活用したさまざまな相談方法を継続していく。 スクールソーシャルワーカーによる学校訪問においては、引き続き早期対応が可能となるよう、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等校内支援者との情報共有と連携を強化する。また、スクールソーシャルワーカーの専門性向上のための研修等の充実を図り、支援の質の向上に取り組んでいく。 引き続き、校内相談体制と校外相談体制を強化し、関連機関の連携を深め、早期対応・早期解決を進めていく。 令和６年４月に各校に周知した「いじめ対応フローチャート」や令和６年度に改訂した「いじめ防止研修資料」を確実に校内研修で取り扱うよう徹底し、いじめの確実な認知など、各校における組織的ないじめ問題への対応を充実させていく。 不登校対応研修において、各校の不登校対応の好事例について協議を通して共有し、区内学校への還元を図る。また、中学校の不登校対応巡回教員の巡回指導を活かし、校内別室対応等の不登校対策の強化を図る。
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター
	項目2　専門的人材を活用したいじめ問題の解決	
	目標	生徒・児童および園児の健やかな成長および発達と、これらに寄与する学校運営の安定に資するため、スクールロイヤーによる相談・支援システムを運用することによって、学校におけるトラブルを防止するとともに法的な知見に基づいて適切かつ迅速に問題の解決を図る。
	事業成果	令和３年６月からスクールロイヤー制度を導入した。 委託先：第二東京弁護士会 【令和４年度】 (1) 相談件数　46案件（延べ113件） (2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施（１回） (3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行（３回） 【令和５年度】 (1) 相談件数　72案件（延べ146件） (2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施（１回） (3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行（３回） 【令和６年度】 (1) 相談件数　103案件（延べ129件） (2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施（１回） (3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行（２回）
	今後の取組	令和６年度に引き続き、学校(園)への研修や事例紹介等により、一層の制度活用や情報共有を促進し、教員の意識啓発と対応力向上を図る。
	所管課	教育指導課

	項目3　不登校児童・生徒への学習機会の充実	
	目標	不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた対応の更なる充実を図る。
	事業成果	１　フリーマインド・トライ 　不登校またはそれに準ずる状況にある児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・支援（学習支援を含む。）を行うことにより、その社会的自立に資することを目的としたフリーマインド（小学生対象）およびトライ（中学生対象）を実施している。 　令和３年３月に上石神井におけるフリーマインドおよびトライを委託により開始した。支援を充実させるため、令和６年４月に上石神井から石神井台に移転した。 　登録者数 【令和４年度】フリーマインド163人（うち上石神井41人） 　　トライ290人（うち上石神井71人） 【令和５年度】フリーマインド184人（うち上石神井46人） 　　トライ348人（うち上石神井78人） 【令和６年度】フリーマインド175人（うち石神井台67人） 　　トライ353人（うち石神井台102人） ２　つむぎ 　平成30年度から、学校教育支援センター光が丘第一において、不登校児童・生徒に対する個別学習支援等を行う事業を委託により実施している。 　令和元年度から対象を18歳まで拡大した。 　登録者数 【令和４年度】15人（小学生10人　中学生５人） 　　14人（高校生年代） 【令和５年度】23人（小学生14人　中学生９人） 　　23人（高校生年代） 【令和６年度】21人（小学生14人　中学生７人） 　　14人（高校生年代） ３　居場所支援事業 　平成28年度から、学校教育支援センター光が丘第二において、様々な要因により不登校等の状態にある児童・生徒を対象に、安心して過ごし、学ぶことができる場を提供する事業を委託により実施している。 　登録者数 【令和４年度】17人（小学生10人　中学生７人） 【令和５年度】19人（小学生 8人　中学生11人） 【令和６年度】21人（小学生 8人　中学生13人）

主な取組		４　ICTを活用した学習・相談支援 ⑴　オンライン相談支援 　令和３年度から、フリーマインド・トライに登録している児童・生徒に対して、心理教育相談員によるオンライン会議システムを活用した相談支援を実施している。 【令和４年度】３人（小学生０人　中学生３人） 【令和５年度】３人（小学生０人　中学生３人） 【令和６年度】５人（小学生０人　中学生５人） ⑵　オンライン個別学習支援 　令和４年度から、トライ登録生徒を対象に、令和５年度からはフリーマインド登録児童も対象に含めて、学習指導協力員によるオンライン会議システムを活用した個別学習支援を実施している。 　利用者数 【令和４年度】３人　（中学生３人） 【令和５年度】６人　（小学生３人　中学生３人） 【令和６年度】５人　（小学生３人　中学生２人） ⑶　メタバースを活用した学習・相談支援 　令和６年度に、フリーマインド・トライへの通室や自宅から外出することが困難な児童・生徒等への学びの機会を充実させるため、メタバース空間を構築し、学校教育支援センター石神井台において、メタバース体験会を試行実施した。 　登録者数 【令和６年度】16人（小学生10人　中学生６人）
	今後の取組	フリーマインド・トライ、つむぎ、居場所支援事業においては社会的自立ができるよう児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を継続する。 　ICTを活用した学習・相談支援について、令和７年度は学校教育支援センター（光が丘）においてもメタバースを活用した学習・相談支援を行い、８年度中の本格実施に向けて、検証を進める。
	所管課	学校教育支援センター
	項目4　不登校実態調査の実施	
	目標	令和３年度および４年度にかけて不登校の実態を把握する調査を実施し、これまでの取組の検証と今後取り組むべき施策を明らかにする。
	事業成果	令和３年度から４年度にかけて「練馬区不登校に関する実態調査」を実施。その結果や社会情勢等を踏まえ、令和５年８月に不登校対策方針を改定した。
	今後の取組	令和５年８月に改定した不登校対策方針に基づき不登校児童・生徒に対する支援を実施する。
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 不登校や引きこもりは、一過性でなく長い期間、社会と絶縁状態が続くことも予想される。特に、思春期には精神的障害を発症しやすい時期でもあり、そっとしておく時期も必要ではあるが、そこを見逃さないことも大切である。保護者には、しっかりと相談体制を示していく必要があると考える。 ② 11月11日付の日本教育新聞に「大阪・八尾市、不登校の中学生が減、校内外に居場所設け成果」という記事が掲載された。この居場所では、会話、共同作業、将棋などを通して集団生活を送る部屋と個別学習の部屋があり、ここで過ごすことによって、子どもたちは次第に登校できるようになったとのことである。学校内に不登校の子どもが通えるスペースを作ったり、登校できない子どもには校外にこのような機能を持つ居場所を作ることが必要だと考える。不登校の子どもの状態は多様で、一人一人の子どもに丁寧に寄り添える場所が必要だと思うので、ぜひ校内や校外の居場所の設置に向け検討してただきたい。 ③ 解決が難しいいじめや不登校の問題に、多方面から取り組んでいることは評価できる。関係者による情報共有や成果を議論できる場を設け、役立つ施策に結び付けてもらいたい。また、様々な施策の周知にも力を入れてもらいたい。 ④ 大人による発見がますます難しくなってきている状況の中で、いじめがなかなか減らないことに胸が痛む。考えられる様々な手段を講じていただいていることに感謝したい。「スクールロイヤーinfo」が年間３回程度発行されているようであるが、ぜひ読んでみたい。様々な立場の専門家の意見を伺いながら対応していただきたいと考える。 ⑤ 学校からのアプローチは必須だが、家庭ごとに状況が違うことも加味しつつ学校・専門家・自治体の連携を密にしてほしい。 ⑥ 居場所支援事業やICTを活用した学習・相談支援について、登録者数や利用者数が少ない印象がある。現実にはこれらを必要とする子どもがもっと多くいると思うので、活用できる工夫をしていただきたい。

昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① これまで実施してきたチラシやカードの配付、ポスターの掲示等に加え、令和７年10月に発行した「学校に行きづらい子どもの保護者のためのガイドブック」を活用し、様々な相談先・相談方法があることを継続的に周知する。 ② 校内における学級以外の居場所（校内別室）を設置するための校内別室支援員を令和７年度から全校に配置し、不登校の未然防止および早期対応に努めている。校外の居場所については、学校教育支援センター光が丘第二および石神井台において、生活習慣、学習習慣の形成や社会性を育成することを目的とした居場所支援事業を行っている。引き続き、一人一人の子どもに丁寧に寄り添いながら個別または集団の支援を行うとともに、ICTの活用等さらなる事業の充実を図る。 ③ 不登校の児童生徒一人ひとりの将来的な社会的自立に向け、分析、検証を行い、実効性のある取組を推進するため、学識経験者や不登校対策に識見を有する者、小中学校長等で構成する不登校対策会議を開催している。また、フリースクール連携会議を開催し、不登校支援を実施しているフリースクール等民間団体と連携や情報交換を行っている。引き続き、不登校対策会議やフリースクール連携会議を通じて、関係者による情報共有等に努める。 ④ スクールロイヤーによる法的な知見に基づいた適切且つ迅速な助言により、今後も多様化・複雑化する学校における問題の早期解決を図っていく。 ⑤ 学校だけでは対応が難しいケースや福祉的支援が必要なケースについては、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携しながら支援を行っている。引き続き、学校・関係機関との連携を密にしながら、家庭ごとの状況に応じた支援に取り組んでいく。 ⑥ 居場所支援事業やICTを活用した学習・相談支援（メタバース支援）については、トライ・フリーマインドや学校に出席することが難しい児童生徒等を対象としている。引き続き、学校やスクールソーシャルワーカー、教育相談室と連携し、支援を必要とする児童・生徒に必要な支援情報を提供するとともに、令和７年10月に発行した「学校に行きづらい子どもの保護者のためのガイドブック」を活用し、さらなる周知を図る。

点検・評価欄	評価	特記事項

重点施策	３-② さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	
	概要	○ 家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあった生活支援や学習支援を行います。 ○ 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。

主な取組	項目1　一人ひとりに応じた生活支援・学習支援の実施	
	目標	支援が必要な子どもの個に応じた学習支援・生活支援を行い、教育の機会均等を図る。
	事業成果	(1)学習支援 経済的な支援を必要とする家庭の中学３年生を対象に、基礎的学力および学習習慣の定着を図るための学習支援事業「中３勉強会」を、福祉部と連携して行っている。 【令和４年度】 実施会場７か所、利用者193人、修了者183人、うち進路決定者183人 【令和５年度】 実施会場７か所、利用者208人、修了者208人、うち進路決定者207人 【令和６年度】 実施会場７か所、利用者171人、修了者167人、うち進路決定者167人 (2)経済的支援 就学援助制度として、経済的に困窮している区立、国公立小中学生の児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を支給している。 【令和４年度】 小学校　要保護者　287人（0.85%）　準要保護者　3,613人（10.73%） 中学校　要保護者　235人（1.75%）　準要保護者　2,099人（15.61%） 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給　241人 ※（）内は全児童・生徒数に対する割合 【令和５年度】 小学校　要保護者　286人（0.85%）　準要保護者　3,355人（10.01%） 中学校　要保護者　197人（1.46%）　準要保護者　1,952人（14.48%） 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給　259人 【令和６年度】 小学校　要保護者　263人（0.78%）　準要保護者　3,179人（9.48%） 中学校　要保護者　183人（1.38%）　準要保護者　1,832人（13.85%） 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給　190人
	今後の取組	令和元年度から週２回の学習支援を行っている。引き続き利用者の要望に応じた対応を行う。より効果的な事業となるよう、利用者の意見を踏まえ充実を図る。 就学援助制度については、保護者に対しては学校を通して毎学期制度の周知を行っている。引き続き、支援が必要な人に対し、適切に対応を行っていく。
	所管課	学務課、学校教育支援センター

項目2　外国人児童・生徒とその家庭への支援	
目標	外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実する。
事業成果	(1)入学意思等の確認 新小学１年生と新中学１年生に対し、区立学校への入学意思を確認する通知を送付した。在学年の学齢で就学先不明の場合は就学先を確認する通知を送付した（延べ人数）。また、各通知は多言語化し送付した。 【令和４年度】入学確認通知　新小学１年生161名　　新中学１年生117名 就学先確認通知　148名 【令和５年度】入学確認通知　新小学１年生145名　　新中学１年生137名 就学先確認通知　194名 【令和６年度】入学確認通知　新小学１年生147名　　新中学１年生191名 就学先確認通知　201名 (2)日本語指導の実施 日本語の習得が不十分で学習に支障がある外国人児童・生徒を対象に、日本語への不安を取り除き、学校生活への適応を図るために、小・中学校に日本語等指導講師を派遣し、日本語指導を行った。 【日本語指導を受けた児童・生徒】 令和４年度　小学校41校 83名　中学校20校 31名　計61校 114名 令和５年度　小学校49校 124名 中学校22校 41名　計71校 165名 令和６年度　小学校48校 163名 中学校28校 55名　計76校 218名 ※関連事業　こども日本語教室（地域文化部地域振興課事業推進係）
今後の取組	令和４年度から就学先不明の外国籍児童・生徒に対して、２か月に１回就学先確認の通知を発送するよう取組を強化した。令和５年度からは仮放免の外国籍児童生徒も対象とし、令和６年度からは学校からの要請や居住先不明で返送があった場合に個別訪問も開始した。令和７年度から区立学校への入学申請を電子化し、申請手続きの利便性向上に努めた。引き続き区立学校への入学意思の確認、就学先の把握に努める。 日本語等指導講師と児童・生徒とのマッチングの精度向上を図る。 中学生については、基本の40回×２時間＝80時間に加え、20回×２時間＝40時間の延長分を認めている。今後、児童・生徒の実態を踏まえた支援の充実策について検討する。
所管課	学務課、教育指導課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 経済格差や母語の違いによる教育格差はあってはならないことである。これまでも堅調な成果をあげている中３勉強会や日本語を母語としない者への学習支援に一層注力されることを期待する。 ② 様々な家庭環境で育つ子どもには、「安心して過ごせる居場所」が重要であると考える。中３勉強会や地域未来塾などはとても良い資源であると考える。 ③ 中３勉強会に参加している生徒からは高い評価を得ている。また、不登校生徒の居場所的な存在にもなっている。ぜひ継続し、拡大していただきたい。特に、生徒募集に当たっては、スクールソーシャルワーカーの協力を得ながら、中３勉強会への参加を呼びかけていただきたい。 ④ 中３勉強会の成果は確実に出ていて素晴らしい。一方で、参加率や周知率を考えると完璧とは言えず、１人でも見落とさないように、本当に助けを必要としている生徒はまだいることを忘れる事なく、接触方法を工夫し続けてほしい。 ⑤ 学習支援・経済的支援は評価できる。漏れがないように充実を図ってもらいたい。 ⑥ 外国人児童・生徒の日本語指導を丁寧に行っていることは評価できる。さらなる充実をお願いしたい。 ⑦ 日本語等の講師派遣など、とても良く対応して下さってると考える。その一方で、中学校３年生の子どもを持つ保護者の日常的な不安解消にまでは、効果が及んでいないことが見受けられる。何らかの工夫が必要かと考える。 ⑧ ヤングケアラーについては、子ども自身の気づきにくさはあるが、何よりケアされている家族にも事実と向き合ってもらいたい。ケアされる側にも認識できる手段を福祉部と連携して構築してもらいたい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 中３勉強会では、子どもが安心して過ごせるよう、学習支援に加え、進 ② 路や生活に関する悩みや不安の相談を受け付けている。今後も様々な状況に応じた支援を継続する。 ③ 中３勉強会の開催については、例年スクールソーシャルワーカーや福祉 ④ 部に情報提供し、継続的な周知に取り組んでいる。対象者への周知を充 ⑤ 実させるため、これまで事業開始前３月に行っていた対象世帯への案内チラシ送付に加え、令和７年度から新たに案内チラシの送付を９月に行った。引き続き、個々の利用者に適した丁寧な学習支援を行い、福祉部と連携した勉強会の周知に取り組む。また、他学年への支援として、各小中学校で全学年を対象に実施している地域未来塾や、中学１・２年生、高校１・２年生を対象とした練馬区ひとり親家庭向け学習支援事業（学習クーポン）等を実施している。引き続き、関係部署との情報共有に努め、一人ひとりに合った学習支援に取り組む。 ⑥ これまで中学生については、基本の80時間に加え、延長分40時間の合計 ⑦ 120時間を上限に認めていたが、令和７年度から延長分を80時間に変更し、合計160時間に拡充した。 ⑧ 社会全体にヤングケアラーへの理解や社会的認知度を高める啓発を行うことで、ケアされている家族にもヤングケアラーへの理解を深めてもらう。そのために、ポスターの掲示やチラシの配布など区民への啓発を行っている。家族を直接支援する関係者が参加する保健福祉関係者連絡会や福祉関係の事業者連絡会などでも、ヤングケアラーについて啓発を行っている。

	評価	特記事項
点検・評価欄		

重点施策	３-③ 障害のある子どもたちなどへの支援	
	概要	○ 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取り組みを充実します。 ○ ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。 ○ 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。

主な取組	項目1　障害理解への取組の充実	
	目標	知的障害学級と通常の学級間で行われる学習だけでなく、都立特別支援学校と区立小中学校間の副籍交流の充実を図る。また、教員の専門性の向上と保護者に対する障害理解の啓発に努める。
	事業成果	(1) 副籍交流の実施 特別支援学校の小中学部に在籍している児童・生徒が、居住する地域とのつながりの維持・継続を図るため、地域の区立小中学校に副次的な籍を置き、交流を行っている。 具体的には、運動会の見学や読書などの授業参加、オンライン交流などを通じて、子どもたちが相互理解を深め、障害児（者）への合理的配慮について考える機会となっている。 令和６年度は授業や行事などに参加する直接的な交流を82人、お手紙の交換などを行う間接的な交流を62人が行った。令和５年度と比較すると直接的な交流を行った児童・生徒数が増加傾向となっている。 (2) 児童生徒への障害理解の促進 ・交流および共同学習を実施し、障害のある子どもと障害のない子どもの相互の触れ合いを通じた活動に取り組むことができた。 ・各教科や道徳、総合的な学習の時間等における学習を通して、障害や共生社会などについて理解を深めた。 (3) 教員向け研修会の実施 【令和４年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間２回実施 特別支援教育研修会を年間１回実施 【令和５年度】 特別支援教育コーディネーター連絡会を年間２回実施 特別支援教育研修会を年間３回実施 【令和６年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間２回実施 特別支援教育研修会を年間２回実施
	今後の取組	引き続き充実した副籍交流が行えるよう取り組むことで児童生徒の障害理解を促進していく。副籍交流について、実施した事例をまとめ、引き続き「副籍交流　一覧」として公開していく。 児童生徒の障害理解として、各教科や道徳、総合的な学習の時間における学習により、特別支援教室および特別支援学級への理解啓発に引き続き取り組む。また、教職員に対する特別支援教育に関する研修を充実させ、障害理解を促進していく。
	所管課	学務課、教育指導課

	項目2　ICTを活用した学習支援の推進	
	目標	ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を推進する。
	事業成果	【令和４年度】 障害の特性に応じた学習支援を実施した。 マルチメディアデイジー教科書を全校で使用できるようにした。 【令和５年度】 障害の特性に応じた学習支援を実施した。 AIドリルを活用した学習を実施した。 マルチメディアデイジー教科書の全校使用を継続した。 【令和６年度】 障害の特性に応じた学習支援を実施した。 AIドリルを活用した学習を実施した。 障害の特性に応じたデジタル教材を導入した。 マルチメディアデイジー教科書の全校使用を継続した。 学級数増に応じて大型提示装置・実物投影機を増設した。
	今後の取組	特別支援教育に効果的な端末（iPad）およびデジタル教材の導入を検討する。
	所管課	教育施策課、教育指導課
主な取組	項目3　医療的ケア児支援体制の充実	
	目標	「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」に基づき、児童・生徒等の状況に合わせた医療的ケア支援を実施する。
	事業成果	平成29年度に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し実施してきたが、令和５年度に新たに「練馬区　保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア支援方針」を策定し、モデル事業として処置していた血糖値測定等の処置を正式に処置項目に追加し、受入の拡充や物品等を配備するなど支援充実を図った。 また、医療的ケア児等支援連携会議に教育・子育て分野に特化した委員会を設置し、教育・子育て現場における医療的ケア児への対応について、医師等の意見も踏まえ検討した。 【医療的ケアが必要な児童の受入実績】 令和4年度 小中学校8校、学童クラブ6施設、幼稚園2園、保育園4園 計16名 令和5年度 小中学校8校、学童クラブ4施設、保育園5園　計　15名 令和6年度 小中学校10校、学童クラブ5施設、保育園6園　計18名
	今後の取組	令和５年度に策定した「練馬区　保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア支援方針」に基づき、実施していく。
	所管課	学務課、子育て支援課、保育課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 特別支援学校に通う生徒は重度重複障害を持つ子が多い。本来なら、住まいの学区の学校へ通う地域の子どもであるはずが、地域を外れ、スクールバスで特別支援学校に通っている。その地域や同級生との縁が薄れ、家族も離れてしまう。それを少しでも回避するために副籍交流がある。国連の障害者権利委員会からの勧告もあったように、インクルーシブ教育の実現までには、まだ議論や方法の検討が必要だが、せめて副籍交流はこれまで以上に活発に行ってもらいたい。 ② 教員や子どもたちの障害理解のための教育をより一層推進してもらいたい。 ③ 教育と医療との連携を進め、先生方が医学的な視点、特別支援教育的な視点を持ち、一人一人の児童生徒に応じた関わりを持てるような研修が必要ではないかと考える。 ④ 教員の専門的知識の向上を図るとともに、周囲への周知や共生を伝える交流をもっと増やしてほしい。 ⑤ 医療的ケア児支援体制を毎年充実させていることは評価できる。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 引き続き充実した副籍交流が行えるよう取り組む。また、特別支援学級との交流を希望する場合には、特別支援学級設置校と副籍交流が行えるよう調整し、行事への参加など積極的な交流ができるよう進めていく。 ② 障害理解、医療的ケア、交流および共同学習等について、区が行う特別 ③ 支援教育コーディネーター研修等を実施した。また、全教員を対象とし ④ た特別支援研修を通して、共生社会への理解促進を図っている。 ⑤ 医療的ケア児支援連携会議教育・子育て委員会にて、新たな医療行為の検討や切れ目ない支援のための情報共有を行い、今後も福祉との連携を継続する。

	評価	特記事項
点検・評価欄		

○子育て分野

1　子どもと子育て家庭の支援の充実

重点施策	1-①　相談支援体制の充実	
	概要	○ 子育てのひろばに加え、外遊びの場「おひさまぴよぴよ」などに相談員を配置し、乳幼児親子の身近な相談場所を拡充します。 ○ 自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能と情報発信の取組を充実します。

主な取組	項目1　乳幼児親子の身近な相談場所の拡充	
	目標	乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができる環境を整備する。
	事業成果	○ ０～３歳の乳幼児親子が自由に来室できる「子育てのひろば」で、子育てに関する相談を行っている。 子育てのひろば利用実績 【令和４年度】　延べ227,782人 【令和５年度】　延べ231,917人 【令和６年度】　延べ237,471人 ○ 公園で自然と触れ合いながら楽しめる外遊び型子育てのひろば「おひさまぴよぴよ」に育児の孤立化や虐待の防止を目的として令和元年度から相談員を配置している。 おひさまぴよぴよ利用実績　相談員配置か所 【令和４年度】　延べ22,096人　７か所 【令和５年度】　延べ21,061人　８か所 【令和６年度】　延べ20,972人　８か所 ○ 学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」のうち、児童館で実施している「にこにこ」に相談員を配置した。 【令和４年度】４か所配置（新規２か所配置） 【令和５年度】５か所配置（新規１か所配置） 【令和６年度】５か所配置（新規配置なし）
	今後の取組	令和５年度に「おひさまぴよぴよ」を１か所新規開設し、相談員を配置した。引き続き、「子育てのひろば」など乳幼児を抱える保護者が身近な相談場所で子育てに関する相談のできる場所を拡充する。
	所管課	子育て支援課、子ども家庭支援センター、在宅育児支援担当課

項目2　オンラインによる相談と情報発信の充実	
目標	自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能や情報発信を充実させ、育児の孤立化を防ぐ。
事業成果	○ 令和２年５月から、地域子ども家庭支援センターにおいてweb会議システムを活用した「子育てのひろば」のオンラインを開始した。 【令和４年度】128回実施　　親子延べ　884人参加 【令和５年度】 83回実施　　親子延べ　615人参加 【令和６年度】 87回実施　　親子延べ　466人参加 ○ 令和２年９月から、web会議システムを活用した「練馬こどもカフェ」のオンライン開催を開始した。 【令和４年度】１回開催　　親子延べ　４組参加 【令和５年度】４回開催　　親子延べ　14組参加 【令和６年度】４回開催　　親子延べ　11組参加
今後の取組	引き続き「子育てのひろば」および「練馬こどもカフェ」のオンライン開催を実施していく。
所管課	こども施策企画課、在宅育児支援担当課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 就学前の親子の交流の場の増設や身近な相談の場やオンラインによる相談の充実が図られており、子育てに悩む親の支えとなっていることと思う。身近なところで気軽に相談できる場、人と繋がることのできる場は、今後ますますニーズが高まることが予想されるため、引き続きの拡充が求められる。 ② 就学前の親子交流の場を増設し、徒歩圏内で配置しているところを評価する。 ③ 身近な相談場所やオンラインによる相談の充実が毎年進んでいることは評価できる。場所や回数を増やしてもらいたい。 ④ 乳幼児親子の相談場所の拡充やオンラインを活用した相談機能の充実など、育児の孤立化や虐待防止に努めていただいている点を高く評価したい。今後も継続して事業の充実に努めていただきたい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 乳幼児親子が気軽に集い、相互交流や子育ての悩みを相談できる子育て ② のひろばを拡充し、身近な相談場所を増やしていく。 ③ 外出することが難しい親子などが、自宅に居ながら気軽に参加できるよ ④ う、引き続き「子育てのひろば」のオンラインを開催していく。また、「練馬こどもカフェ」のオンライン開催を増やすなど、区民ニーズを踏まえながら事業の充実を図っていく。

点検・評価欄	評価	特記事項

重点施策	１-②　新しい児童相談体制の充実	
	概要	○ 「練馬区虐待対応拠点」を活用して、区の地域に根差したきめ細かい支援と、都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせ、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を実現します。 ○ 地域のきめ細かな支援として、親子支援や継続的な関わりが必要な子どもへのサポートを進めるとともに、妊娠期からの切れ目のないサポートとして、保健相談所との一体的支援を強化します。

主な取組	項目1　都との連携強化	
	目標	区子ども家庭支援センターによるきめ細やかな支援と、都練馬児童相談所による広域的・専門的な支援との連携を強化することで、迅速かつ一貫した児童相談体制をさらに充実させる。
	事業成果	○ 都児童相談センター（令和６年６月からは都練馬児童相談所）から送致された事案に対応している。 都児童相談センターからの事案送致件数 【令和４年度】451件 【令和５年度】577件 【令和６年度】562件（６月からは都練馬児童相談所からの事案送致件数） ○ 令和２年７月、区子ども家庭支援センター内に都と共同で「練馬区虐待対応拠点」を設置した。これにより都区の日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな対応や支援につなげてきた。 ○ 令和３年８月から、迅速に適切な支援につなげるため、都区共通のチェックリストを用いて虐待通告の初期対応の振り分けを行う取組を開始した。 【令和４年度】45件 【令和５年度】53件 【令和６年度】72件 ○ 令和６年６月、都は東京都練馬児童相談所を区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置した。これにより、都区合同の検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能となり、一時保護や児童養護施設入所などの法的対応もさらに的確・迅速に行われるようになった。
	今後の取組	都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等を随時実施するなど、都区連携をさらに強化するとともに、職員の専門性向上に向けた都区合同研修を実施する。
	所管課	子ども家庭支援センター

項目2　子ども家庭支援センターによる支援体制の充実	
目標	職員の増員や係の新設、事業の充実など、区子ども家庭支援センターによる支援体制を充実させることで、増加する相談にきめ細やかな対応をする。
事業成果	○ 令和６年度は専門職員を５名増員し、体制強化を図った。 児童相談件数　職員数（うち専門職員） 【令和４年度】　10,798件　68人（52人） 【令和５年度】　13,930件　76人（58人） 【令和６年度】　10,980件（※）　78人（63人） ※地域子ども家庭支援センターにも、システムを導入し、主訴に変更がない場合は「継続」としたことによる減。 ○ スーパーバイザーとして、医師や学識経験者に加えて、令和元年度から弁護士と児童相談所OB(児童福祉司・児童心理司)による助言・指導を実施している。 ○ 令和６年度から、子ども家庭支援センターに児童相談連携係および母子保健相談担当係を新設し、保健相談所と子ども家庭支援センターによる合同ケース会議を開催することで、緊密な情報共有・連携を図り、支援の必要な家庭への相談支援体制を強化している。
今後の取組	増加する児童相談や虐待通告への丁寧な対応を図るため、福祉や保健師等の専門職員の充実を図る。親権等法的判断を含む相談への対応にあたっては、弁護士・医師等からの助言・指導が有効であるため、引き続きスーパーバイザーの活用を図っていく。
所管課	子ども家庭支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 児童相談所が設置され、相談体制がより重層的になってきたと考える。一層の連携を図り、虐待等の早期発見、早期対応に期待する。 ② 支援体制が毎年充実してきていることは高く評価できる。平行して、虐待の再発防止と虐待そのものを減らす施策にも取り組んでもらいたい。 ③ 心労の多い部署かと思われるので、職員のケア体制の強化も図ってもらいたい。 ④ 増加する児童相談や虐待通告に対し、相談や支援をきめ細かく行ってる点を高く評価したい。相談内容が多様で対応困難な場合も多いかと思うが、子どもを取り巻く多くの関係機関で情報共有が行うことができれば良いと考える。 ⑤ とても大変でデリケートな分野でもあり、重要性は計り知れない。支援体制への取組に対して高く評価したい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 子ども家庭支援センターによる地域に根差した寄り添い支援と都の児童 ② 相談所による広域的・専門的な支援の緊密な連携を今後も図っていく。 ③ 増加する児童相談や虐待通告への丁寧な対応を図るため、福祉や保健師 ⑤ 等の専門職員の充実を図っていく。 ④ 引き続き、要保護児童対策地域協議会において、区内４圏域ごとに地域ネットワーク会議を開催し、関係機関との情報共有を密に図っていく。

点検・評価欄	評価	特記事項

重点施策	１-③　支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	
	概要	○ 発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば」を区内５か所の子ども家庭支援センターで実施し、身近なところで相談できるようにします。 ○ 障害のある子どもが安心して保育サービスを利用できるよう、障害などの特性に合わせたきめ細かな支援を充実します。 ○ ひとり親家庭などに対して、子育てに必要な支援に努めます。

主な取組	項目1　発達の不安や障害のある親子支援の充実	
	目標	子どもの発達に不安のある親子が自由に遊べる場「のびのびひろば」を提供し、親同士の情報交換や交流を図り、児童虐待の予防につなげる。
	事業成果	○ 平成30年４月から５か所の子ども家庭支援センターで、発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業「のびのびひろば」を開始した。 【令和４年度】５施設月２回実施 【令和５年度】５施設月２回実施 【令和６年度】５施設月２回実施 ○ 令和２年度からファミリーサポート事業の軽度障害児受入を開始した。 【令和４年度】利用児童数　延べ1,242人 【令和５年度】利用児童数　延べ1,677人 【令和６年度】利用児童数　延べ1,717人
	今後の取組	「のびのびひろば」は実施回数を増やし、５施設全てで月２回実施している。引き続き、こども発達支援センターと連携のうえ、発達に不安のある親子が自由に遊べて相談できる場を提供していく。 障害児を養育する家庭を支援するため、ファミリーサポート事業で引き続き軽度障害児の受入れを実施する。
	所管課	在宅育児支援担当課
	項目2　障害児保育の充実	
	目標	障害児に対する専門的知識・技術・具体的支援方法等について、保育所の職員が学ぶ機会を設け障害児保育のサービス向上を図る。
	事業成果	○ 認可保育所等に対して、専門の指導員による巡回指導を実施した。 令和６年度から、地域型保育事業施設への巡回指導を開始した。 【令和４年度】区立保育所巡回指導回数　179回 私立保育所巡回指導回数　194回 【令和５年度】区立保育所巡回指導回数　180回 私立保育所巡回指導回数　237回 【令和６年度】区立保育所巡回指導回数　179回 私立保育所等巡回指導回数　245回 ○ 区内保育施設職員向けに障害児保育研修を実施した。 【令和４年度】７件　受講者数　620名 【令和５年度】７件　受講者数　709名 【令和６年度】７件　受講者数　651名
	今後の取組	引き続き、巡回指導を実施するとともに、区内全ての保育施設職員向けに研修を実施していく。 私立保育所等（地域型保育事業施設含む）に対しては、巡回指導および施設訪問を行い、障害児に関する相談の場を設けるなど、受入れ拡大に向け取り組む。
	所管課	保育課

	項目3　ひとり親家庭等への支援	
	目標	ひとり親家庭に児童扶養手当、児童育成手当を支給し、また医療費の一部を助成することで、児童の福祉の増進を図る。
	事業成果	【令和４年度末現在】 支給対象児童数 児童扶養手当　4,503人 児童育成手当　6,846人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成　2,785世帯　3,946人 【令和５年度末現在】 支給対象児童数 児童扶養手当　4,340人 児童育成手当　6,811人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成　2,732世帯　2,795人 【令和６年度末現在】 支給対象児童数 児童扶養手当　4,286人 児童育成手当　6,610人 対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成　2,880世帯　2,945人
	今後の取組	引き続き、生活福祉課ひとり親家庭支援係と連携しながら、ひとり親家庭への支援について周知を強化して取り組んでいく。
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 様々な取り組みが進んでいることは評価できる。 ② 発達に不安がある親の場合は、障害があったとしても家族の受容に時間がかかる。のびのびひろばなど、心配事を相談できる親同士の仲間づくりの場も大切である。更に周知と充実を期待する。 ③ 障害のある親子支援分野において、当事者家庭からすると少しの情報でも気になることと思う。交流の場を増やしていることを評価したい。その場に専門家や先輩保護者を招いて交流するなど、たくさんの情報が飛び交う場にしてほしい。 ④ ひとり親家庭で親が病気になったときの支援として、ヘルパー派遣のような支援も検討してもらいたい。 ⑤ ひとり親家庭への手当の支給も大切で必要なことであるが、それ以外にも必要な支援があるのではないかと考えるので、ぜひ福祉部との連携を進め対応していただきたいが現状はいかがか。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① すくすくアドバイザーや子育てのひろば等で子どもの発達についての相 ② 談があった場合、必要に応じて「のびのびひろば」の利用を提案する。 ③ 「のびのびひろば」を必要としている区民に情報が届くよう、区ホームページ、SNS等を活用して、情報発信を行い、事業周知に取り組む。 ④ ひとり親にかかわらず、産前産後の体調不良などにより家事支援等を必要とする家庭に、日常的な掃除・洗濯・食事の支度などの手伝いをするヘルパーを派遣している。ひとり親家庭への支援としては、総合福祉事務所において「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」を行っている。 ⑤ 手当の支給や医療費の助成以外の必要な支援については、所管している部署につなげられるように、引き続き福祉部との連携に取り組んでいく。

点検・評価欄	評価	特記事項

２　子どもの教育・保育の充実

重点施策	２-①　家庭での子育て支援サービスの充実	
	概要	○ 民間のカフェと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者等の協力を得て、子育て講座等を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大します。 ○ 親子で遊んだり保護者同士が交流できる、民設子育てのひろばと外遊びの場「おひさまぴよぴよ」を増設します。 ○ 子育て支援団体と協働し、子どもの心身の発達や社会性を育む外遊び事業を実施します。

主な取組	項目1　練馬こどもカフェの拡充	
	目標	在宅子育て世帯への支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支え合う環境づくりを推進する。
	事業成果	令和元年度から事業を開始。民間のカフェなどと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者などの協力を得て、子育て講座を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大した。 【令和４年度】７か所　全81回開催　親子延べ229組参加 【令和５年度】８か所　全102回開催　親子延べ285組参加 【令和６年度】10か所　全102回開催　親子延べ321組参加 ※令和２年度から開始したオンライン開催を含む。
	今後の取組	令和７年度から開始した自主運営型練馬こどもカフェ事業費補助金により運営経費を支援し、自主運営型の充実を図っていく。さらに、１店舗当たりの実施回数の増や定員の拡大、講座内容の充実等、区民ニーズを踏まえた事業展開に取り組んでいく。 また、事業の空白地域となっている大泉学園町や石神井台、関町地域で店舗開拓を目指していく。
	所管課	こども施策企画課
	項目2　子育てのひろばの増設	
	目標	親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充等に取り組み、安心して子育てのできる環境を整備する。
	事業成果	０～３歳の乳幼児親子が自由に来室できる子育てのひろばや、公園で自然と触れ合う「おひさまぴよぴよ」を整備している。 子育てのひろばおよび「おひさまぴよぴよ」の設置状況（各年度末時点） 子育てのひろば　おひさまぴよぴよ 【令和４年度】公設　11か所　民設　15か所　７か所 【令和５年度】公設　11か所　民設　16か所　８か所 【令和６年度】公設　11か所　民設　17か所　８か所
	今後の取組	令和７年度は民設子育てのひろばを新たに１か所開設した。また、地域子ども家庭支援センター関分室を開設し、子育てのひろばの開室日数を週５日から週７日に拡充する（令和７年10月に拡充済み）。引き続き、子育てのひろばの拡充に取り組んでいく。
	所管課	子ども家庭支援センター、在宅育児支援担当課

主な取組	項目3　公園等を活用した外遊びの取組	
	目標	屋外での活動を通じて、子どもの心身の発達や社会性を育む環境を整備する。
	事業成果	区内の民間子育て支援団体と協働し、区内の自然を活用した外遊び体験の場を提供している。 【令和４年度】参加者数　延べ11,818人 【令和５年度】参加者数　延べ12,135人 【令和６年度】参加者数　延べ11,756人
	今後の取組	引き続き、外遊びの場の提供事業を実施し、外遊びを通じた子どもの成長を支援する。
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① いずれの取組も拡充しており評価できる。 ② 様々な子育て支援サービスが充実している。事業成果として参加者も年々増加していることから高評価であると考える。 ③ 保護者がリフレッシュできる場になるようにさらなる充実をお願いしたい。 ④ カフェという形で気負わず、リラックスできる場の提供は素晴らしいと思う。まだまだ周知面と数が課題と考える。 ⑤ こどもカフェの充実や子育ての広場の増設や外遊びの取組の整備など、とても良くやっていただいていると思う。特に、乳幼児期は人間としての基盤を作る極めて重要な時期であるので、このような取組と広報の充実を今後も継続していただきたい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 子育てのひろばは、乳幼児親子の身近な居場所であり、職員への気軽な ② 相談や保護者同士の交流ができる場を提供している。引き続き、子育て ③ のひろばの拡充に取り組み、安心して子育てできる環境を整備する。 ④ 練馬こどもカフェについて、区ホームページ、SNS、ねりま子育て応援アプリ等を活用して、効果的な周知を図る。また、地域バランスを考慮し、事業の空白地域となっている大泉学園町や石神井台、関町地域で店舗開拓を目指していく。 ⑤ 引き続き、練馬こどもカフェの拡大を図るとともに、外遊び事業等を実施する団体への補助を継続し、子どもが外遊びできる場の提供を行う。

点検・評価欄	評価	特記事項

重点施策	２-②　練馬こども園の充実	
	概要	○ 幼稚園において、通年で９時間から11時間の預かり保育や０～２歳児の預かり保育を行う区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」を拡大します。

主な取組	項目1　練馬こども園の拡大	
	目標	「練馬こども園」を拡大し、保護者のニーズに応じて子どもの教育や保育サービスが選択できる。
	事業成果	平成27年度に制度創設。令和元年度から、新たな仕組みとして短時間型（９時間以上）および低年齢型（０～２歳）を創設した。 【令和４年度】認定園数　26園（実園数24園、定員1,869名） 新規認定　１園（短時間型１園） 【令和５年度】認定園数　28園（実園数26園、定員2,128名） 新規認定　２園（短時間型２園） 【令和６年度】認定園数　35園（実園数30園、定員2,391名） 新規認定　７園（標準型１園、短時間型２園、低年齢型４園）
	今後の取組	令和６年度から開始した開設準備経費と職員への家賃手当補助を継続するとともに、低年齢型の認定園と定員の拡大に取り組む。また、２歳児までの保育施設との連携を充実し、卒園後の受入先としての役割を強化する。
	所管課	こども施策企画課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 安全で質の高い保育の提供ができるように、人材確保と資質の向上に努めてほしい。 ② 「練馬こども園」が着実に拡大し、受け入れ可能人数が増えていることは評価できる。 ③ 安全で質の高い教育・保育サービスが提供できるように職員の資質・能力向上に努めてもらいたい。特に、実効性のある安全教育を確実に行ってもらいたい。 ④ 多様化している利用者のニーズに応えつつ、認定園と定員の拡大に取り組んでいくことを高く評価する。 ⑤ 毎年、数が増えていることを高く評価したい。年齢の幅が広がり、時間が長くなることで保護者の選択肢が増えていて助かる。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 幼稚園教諭と保育士の相互交流事業や虐待防止等の研修の充実、保育園 ③ の看護師・栄養士を幼稚園に派遣して講座を実施するなど、引き続き、練馬こども園の職員の資質・能力の向上に努めていく。 ② 利用者のニーズを踏まえ、低年齢型の認定園と定員の拡大に取り組む。 ④ 保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、引き続き練馬こども ⑤ 園の拡大を図り、子どもの教育・保育サービスが選択できるようにする。

点検・評価欄	評価	特記事項

重点施策	２-③　保育サービスの充実	
	概要	○ 保育所の待機児童解消を目指して、私立認可保育所の誘致などにより、定員を拡大します。 ○ 保護者の利便性の向上等を図るため、窓口や保育施設におけるICT化を推進します。 ○ 東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図ります。

主な取組	項目1　保育施設の定員拡大	
	目標	保育所待機児童ゼロの継続
	事業成果	地域需要を踏まえた柔軟な定員確保により、令和３年度から５年連続で待機児童ゼロを達成した。 【令和５年４月１日現在】 認可保育所　206所（定員17,447名）　待機児童数　0名 【令和６年４月１日現在】 認可保育所　207所（定員17,767名）　待機児童数　0名 【令和７年４月１日現在】 認可保育所　207所（定員17,767名）　待機児童数　0名
	今後の取組	保育所待機児童ゼロを継続するため、地域需要も踏まえながら柔軟な定員確保を進める。
	所管課	保育計画調整課
	項目2　窓口や保育施設のICT化の推進	
	目標	ICTを活用した「来庁不要型窓口」の推進 区立保育所（委託園）におけるICTの導入推進
	事業成果	○ 令和２年度から、LINEを活用して条件に合った保育園の検索やチャットボットによる問合せ、子育て分野の情報配信といった保活支援サービスを開始した。令和３年度から、LINE保活支援サービスに「保育指数シミュレーション」機能を追加した。 ○ 令和５年10月からオンラインの入園申請を開始し、スマートフォン等による申請が可能となった。 ○ 全区立園（59園）へのICT導入が完了した。
	今後の取組	オンラインによる入園申請の利便性を広く周知することにより、利用者の拡大を促進する。
	所管課	保育課、保育計画調整課

主な取組	項目3　保育サービス水準の向上	
	目標	東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図る。
	事業成果	○ 私立保育所等に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助を行った。また、区立保育園においても計画的に第三者評価を受審している。 （第三者評価受審実績） 【令和４年度】私立保育所等　48件　区立保育園　23件 【令和５年度】私立保育所等　55件　区立保育園　24件 【令和６年度】私立保育所等　54件　区立保育園　18件 ○ 区内保育施設に区立保育所園長経験者等による巡回支援を行った。 （巡回支援実績） 【令和４年度】私立保育所等　282施設　282回 区立委託園等　28園　622回 【令和５年度】私立保育所等　285施設　286回 区立委託園等　30園　677回 【令和６年度】私立保育所等　286施設　388回 区立委託園等　32園　720回 ○ 区内全ての保育施設職員向けに研修を実施した。 （研修実績） 【令和４年度】38回　受講者数　2,815名 【令和５年度】42回　受講者数　3,662名 【令和６年度】48回　受講者数　3,907名 ○ 東京都指定キャリアアップ研修を実施した。 （研修実績） 【令和４年度】３回　受講者数　166名 【令和５年度】３回　受講者数　117名 【令和６年度】３回　受講者数　113名
	今後の取組	引き続き、区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助や巡回支援を行う。 区内全ての保育施設職員向けに、引き続き研修を実施していくとともに、職員の処遇改善につながる東京都指定キャリアアップ研修を練馬区で実施する。
	所管課	保育課、保育計画調整課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 待機児童ゼロの継続、ICTの導入、さらに職員研修の推進は高く評価できる。引き続き保護者の要望を施策に反映してほしい。 ② ICT化が進んでいる。若い親世代ではICTの活用は日常的なことなので、保育サービスでもこれらの拡充が行われていることについて、高く評価したい。 ③ オンライン申請開始により都合の良い時間・場所で申請ができ、その分で親子の時間が確保できるため、とても良い取組だと考える。 ④ 第三者評価の受審促進とあるが、第三者評価の具体的な方法を知りたい。 ⑤ 今後とも、待機児童ゼロの継続と保育サービスの質の向上のための第三者委員による受審を促進してほしい。 ⑥ 事故が起きないよう安全管理を徹底してほしい。関連して、職員が余裕をもって保育に当たれるよう指導・施策を施してほしい。 ⑦ 「練馬こども園」や区内保育施設等の拡大にともない「職員の資質・能力の向上」に努めることが掲げられているが、そのためにも大切な子どもの命を預かる「職員」に対する待遇のさらなる向上に努めてほしい。

昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 引き続き、利用者ニーズを踏まえた保育サービスの充実や待機児童ゼロ ② の継続、利便性の高いICTの導入、充実した職員研修の実施、保育の質 ⑤ 向上に資する第三者評価の受審促進に取り組んでいく。 ③ オンライン申請等のサービスについて、更なる利用拡大に向けて、SNS等を活用し、区民周知に努めていく。 ④ 第三者評価は、東京都福祉サービス評価推進機構の認証を受けた評価機関が対象施設に訪問調査を行い、利用者による事前アンケートの結果を踏まえつつ、保育内容や運営状況などを確認する。調査結果について、施設にフィードバックするとともに、「とうきょう福祉ナビゲーション」にて公表している。 ⑥ 今後も区内保育施設への巡回指導により、重大事故防止や保育水準の維 ⑦ 持向上に努めていく。保育人材確保のため、家賃補助や国の支援対象から外れている専門職や国の配置基準を超えて加配する保育士等への区独自支援を継続実施していく。

	評価	特記事項
点検・評価欄		

３　子どもの居場所と成長環境の充実

重点施策	３-①　安全で充実した放課後の居場所づくり	
	概要	○ 学童クラブの校内化を進めるとともに、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を生かしながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。

主な取組	項目1　ねりっこクラブの拡大	
	目標	すべての小学生が安全で充実した放課後や長期休業を過ごすことができる環境を整備するため、ねりっこクラブの早期全校実施を目指す。
	事業成果	○ ねりっこクラブ 【令和５年４月１日現在】 実施校数　52校（新規実施７校：南町小、練馬第三小、石神井小、上石神井北小、関町北小、大泉第二小、泉新小） 【令和６年４月１日現在】 実施校数　59校（新規実施７校：豊玉南小、早宮小、光が丘四季の香小、大泉第四小、大泉西小、南田中小、南が丘小） 【令和７年４月１日現在】 実施校数　62校（新規実施３校：光和小、大泉桜学園、橋戸小） ○ ねりっこプラス ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する「ねりっこプラス」を待機児童がいるすべてのねりっこクラブにおいて実施した。
	今後の取組	引き続き、ねりっこクラブの全校実施に向けて取り組んでいく。
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① ねりっこクラブ運営協議会での定期的会議はとても良い取組だと思う。情報交換しながら、子どもの安心できる居場所を作ることができるので、これからもしっかり進めていただきたい。 ② ねりっこクラブでは、課題のある児童について、児童館職員も参加した小学校との連絡会を行う等、日常的な意見交換を行う機会を設けていることはとても良い。また、運営協議会を設置して定期的に様々な機関の方々と意見交換をするなど、大切な情報連携が進んでいる点は評価できる。 ③ ねりっこクラブの拡充とねりっこプラスによるフォロー体制により、待機児童をなくしていることは高く評価できる。引き続き、保護者の要望に沿った支援を実施してほしい。 ④ ねりっこクラブ全校実施に向けての活動に高く評価したい。さらに、ねりっこプラスの立ち上げも素晴らしいと考える。学校応援団やPTAの皆様のご協力には、大変感謝をしている。 ⑤ 学童クラブに入れなかったという声を聞くことも多い昨今、「ねりっこプラス」は、保護者にとって大きな安心感につながる。こうした拡大事業を行うにも、やはり相応の資質と能力をもった人材が必要であり、その点についても積極的に取り組んでいただきたい。 ⑥ 昨今問題になっている「朝の子どもの居場所」に関して対応が必要か調査してほしい。

昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 引き続き、運営協議会や小学校との連絡会を通じて意見交換・情報交換 ② を行うことで連携を深め、子どもの安心できる居場所づくりに努める。 ③ 令和８年４月に向けて、新たに２校（みらい青空学園、豊溪小）でね ④ りっこクラブ実施の準備を進めている。 ⑤ ねりっこプラスの職員配置については、学童クラブ同様に放課後児童支援員の有資格者を含めて対応している。また、「ねりっこクラブ研修」において、「子どもとのかかわり」や「安全管理」などをテーマに、児童の支援・保育を行う上で必要となる知識・技能等の習得を図っている。 ⑥ 令和７年度は児童の登校の実態や保護者のニーズ、学校の課題等を把握するため、「小学生の朝の居場所」に関するアンケート調査を実施した。アンケート結果を踏まえ、令和８年度からのモデル実施に向け、学校等と調整を進める。

	評価	特記事項
点検・評価欄		

重点施策	３-②　児童館機能の充実	
	概要	○ 乳幼児親子の身近な相談場所として「にこにこ」の相談員を拡大するとともに、子育て関連施設への出前児童館を充実します。 ○ 中高生同士が気軽に話す場、職員が個々の成長に寄り添い悩みや相談を受け止める場として、中高生居場所づくり事業を充実します。

主な取組	項目1　乳幼児親子向けの児童館機能の充実	
	目標	乳幼児保護者が気軽に相談できたり、子育てに関する情報が収集できるなど地域の子育て支援の拠点として区民や地域団体との連携を強化する。
	事業成果	○ 児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」に相談員を配置するとともに、子育て応援パンフレットのリニューアルを行った。 【令和４年度】４か所配置（新規２か所配置） 【令和５年度】５か所配置（新規１か所配置） 【令和６年度】５か所配置（新規配置なし） ○ 児童館の出前事業の実施 【令和４年度】子育て関連施設（保育園、幼稚園、保健相談所、公園）への出前事業を拡大 子育て応援パンフレットを年度更新し、配布を継続 【令和５年度】実施回数の拡大とともに、図書館等へ対象施設を拡大 【令和６年度】実施回数をさらに拡大
	今後の取組	学校、幼稚園、保育園、保健相談所や地域のイベント等で出前事業を実施し、幅広い世代へ児童館の周知を図っていく。
	所管課	子育て支援課
	項目2　中高生居場所づくり事業の充実	
	目標	中高生の相談機能を強化し、必要に応じて関係機関へつなぐ。
	事業成果	中高生の居場所・自己実現の場として、全児童館（17館）で「中高生カフェ」やスポーツ・音楽活動を実施している。 （中高生事業実施回数） 【令和４年度】2,221回 【令和５年度】2,356回 【令和６年度】2,560回
	今後の取組	中高生からの提案を取り入れながら事業の充実を図る。 参加しやすい日程および周知方法を検証し、さらなる利用者の拡大を図る。
	所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 乳幼児から中高生まで幅広い事業が行われていると思う。他機関との連携を深め、一過性にとどまらず支援をつないでいくことも重要であると考える。 ② 不登校や障害のある子どもたちへの対応も強化してほしい。 ③ 全児童館で中高生向けのイベントを週２回程度実施していることは評価に値する。周知も引き続き推進してほしい。 ④ 豊渓中学校の放課後の事業に、児童館職員の方も参加して中学生に対応していた。児童館所有の道具を持ち寄って、中学生の活動の支援をしていたことがとても良かった。このように、児童館と学校が連携して子どもたちの育成に関わる姿を高く評価したい。一方で、児童館だけでは十分に対応できない子どももいると思うので、そのような子どもへの支援策も考えていただきたい。 ⑤ 児童館の機能として、中高生の居場所が挙げられているが、教育要覧には、「交流や音楽活動、飲食をしながら気軽に悩みを話したり相談したりできる中高生カフェを実施している」とある。いじめや不登校、引きこもりの子どもには、社会性を育んだり、人間への信頼感を構築したりするなど多様な活動が必要な子どもがいるので、このような活動ができる体制を整えていただきたい。 ⑥ 児童館で様々なイベントを開催し、子どもたちの居場所となっていることを評価したい。学校の先生より身近だけど、親とは違う大人の存在が、子どもたちの成長にとても良いと感じた。０才～18才まで対象としていることをもっと周知してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 令和８年度に新たに３館で指定管理者制度を導入する。導入後は開館日・開館時間を拡大し、乳幼児やその保護者、中高生を含む全ての子どもにとって安全かつ安心な居場所としての機能を充実する。また、中高生事業を充実するとともに児童館と子ども家庭支援センターや学校教育支援センター等との連携を強化し、家庭・養育環境に課題のある中高生への支援を充実する。 ② 不登校児に対しては、学校や学校教育支援センターと連携し、情報共有を行っている。障害児に対しては、職員研修を通じた対応力の強化を図っている。 ③ 引き続き校内放送や出前児童館を活用して中高生事業の周知を図っていく。 ④ 中高生事業を充実するとともに児童館と子ども家庭支援センターや学校教育支援センター等との連携を強化し、家庭・養育環境に課題のある中高生への支援を充実する。 ⑤ 実施回数を拡大するとともに、中高生からの提案を取り入れながら多様な活動を展開している。 ⑥ 保健相談所と連携した妊産婦への案内や、区内の中学校・高校での校内放送を活用したPRなど、幅広い年代へ様々な方法で児童館の周知を行っている。

	評価	特記事項
点検・評価欄		

重点施策	３-③　青少年の健全育成・若者の自立支援	
	概要	○ 区民との協働により、青少年の野外活動や地域交流の活動を進めるとともに、青年リーダーの養成などを通じて、若者が企画・運営に携わる事業を増やします。 ○ 若年無業者（ニート）やひきこもり、高校中退等により、自立への支援が必要な若者に対し、関係機関や協力事業者等と連携して、相談・支援を行います。

主な取組	項目1　青少年の野外活動・地域交流事業等の推進	
	目標	区民との協働により、地域団体とともに青少年の野外活動や地域交流の活動を進める。
	事業成果	青少年育成地区委員会（17地区）では、青少年の健全育成のため、野外活動（キャンプ、収穫体験等）、文化事業（カルタ大会、中学生意見発表会等）や地区祭、清掃活動などの事業を実施している。 【令和４年度】実施事業数　218事業　　参加人数　延べ30,296人 【令和５年度】実施事業数　243事業　　参加人数　延べ54,781人 【令和６年度】実施事業数　285事業　　参加人数　延べ37,831人
	今後の取組	青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通して自立心や社会性を養えるよう、引き続き地域の特色を生かした事業を進めていく。
	所管課	青少年課
	項目2　青年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進	
	目標	青年リーダーの養成内容を充実するとともに、青年リーダーなどの若者が企画・運営に携わる事業の機会を増やす。
	事業成果	○ 小学５年生から中学３年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成している。 【令和４年度】初級（小学５・６年生）受講生　194人 中級（中学生）　受講生　92人 【令和５年度】初級（小学５・６年生）受講生　207人 中級（中学生）　受講生　90人 【令和６年度】初級（小学５・６年生）受講生　233人 中級（中学生）　受講生　99人 ○ ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した青年リーダー（15歳～23歳）を対象に、リーダーとしての資質向上を目指す講習会を実施している。 【令和４年度】計３回　参加人数　延べ 80人 【令和５年度】計４回　参加人数　延べ147人 【令和６年度】計４回　参加人数　延べ118人 ○ 青年リーダーは、育成地区委員会の事業や小学校の移動教室、区のイベント等、様々な地域活動に参加している。 【令和４年度】地域行事参加数　28件　　参加人数　延べ127人 【令和５年度】地域行事参加数　73件　　参加人数　延べ243人 【令和６年度】地域行事参加数　85件　　参加人数　延べ285人
	今後の取組	引き続き、青少年育成地区委員会等の子ども向け事業に、青年リーダーが企画段階から携わる事業に取り組む。
	所管課	青少年課

<table>
<tr><td rowspan="5">主な取組</td><td colspan="2">項目3　若者の自立に向けた相談・支援</td></tr>
<tr><td>目標</td><td>若年無業者（ニート）やひきこもり状態の若者に対して、相談・支援の受け皿や就労支援に向けた技能講習等の充実と関係団体などとの連携を進める。</td></tr>
<tr><td>事業成果</td><td>○ ねりま若者サポートステーションでは、就労が困難な若者等（15歳～49歳）に対する相談や就労に必要な技能講座、就労体験、保護者に対するセミナー等を実施している。
【令和４年度】相談・支援　延べ3,355人　　進路決定者数　64人
【令和５年度】相談・支援　延べ3,603人　　進路決定者数　72人
【令和６年度】相談・支援　延べ3,892人　　進路決定者数　76人

○ 同ステーション内に、ひきこもりや自立に不安を抱える若者等を対象にした居場所を提供している。利用者同士で散歩やスポーツを行ったり、地域でのボランティア活動を行う等、利用者の状況に応じ様々なプログラムを実施し、社会的自立を支援している。
【令和４年度】利用者数　延べ2,155人　（実人数115人）
【令和５年度】利用者数　延べ2,184人　（実人数 79人）
【令和６年度】利用者数　延べ2,261人　（実人数 97人）</td></tr>
<tr><td>今後の取組</td><td>引き続き、居場所を提供するとともに、相談や自立への支援を関係機関と連携して取り組む。また、就労支援プログラムを受け就職された方を招いたセミナーを行う等、支援プログラムを充実する。就労の意欲が高まった方には就労の支援へ繋げるとともに定着に向けた支援を行っていく。</td></tr>
<tr><td>所管課</td><td>青少年課</td></tr>
</table>

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	① 様々な支援を行っていることは高く評価できる。一方、社会とのつながりを失っている方を支援につなげる方策を強化してほしい。 ② 青少年の野外活動・地域交流事業等の参加人数が増加していることから、ニーズの高さが理解できる。 ③ 不登校の子どもたちやコミュニケーションが苦手な子どもたちも野外活動や地域交流活動に誘い入れてもらいたい。また、居場所の提供も推進してほしい。 ④ ねりま若者サポートステーションでは、相談・支援の件数に比べ、進路決定者が少ないことが気になるところではあるが、就労に非常に困難な課題を持っていることが理解できる。引き続きしっかりと定着支援を行っていただきたい。 ⑤ 居場所づくりについて、ねりま若者サポートステーションの機能充実や他地区への設置、対象年齢を中学校１年生まで引き下げることなどもぜひ検討し、不登校の児童・生徒から大人で引きこもり状態になっている方たちを対象にした居場所の充実に努めていただきたい。特に、教育要覧180ページにあるように、若者自立支援は15歳以上方を対象とするが、中１から15歳までは学校教育が担当する年齢かと思う。中学校１年生から継続して関わる支援員の存在が、この年代ではとても大切になると思うので、教育分野と子育て分野の接続期に、子どもと関わる事ができる体制づくりをお願いしたい。また、居場所事業で相談員を１名増員したことは高く評価したい。 ⑥ 若年無職者(ニート)や引きこもり対策に一定の評価をしたい。しかしながら、相談してくれる方より１人で悩まれている方やご家庭の方が多いと考える。情報提供方法や回数を増やすなどして、１人でも多くの人に活動内容を伝える工夫を模索し続けてほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	① 社会とのつながりを失っている方等が、社会とつながり直すための第一歩として居場所を提供している。利用者が参加しやすくなるよう支援強化を図り、相談員、利用者同士の交流等を通じて、個々のペースで自立できるよう、引き続き細やかな支援を実施する。 ② 青年リーダー等の意見を聞きながら、子どもたちの体験活動事業の充実を引き続き図っていく。 ③ ねりま若者サポートステーションの利用者には、不登校やひきこもり状態の方等、コミュニケーションが苦手な方が多くいる。居場所事業やボランティア活動等の社会体験を通じて、利用者同士や地域との交流の場を引き続き提供するとともに、個々の状況に合わせて相談員から活動への参加を促し、社会とのつながり構築の支援を行っている。 ④ ひきこもり状態等にある方が、社会的自立を果たすには多くの時間を要する。引き続き、支援プログラムを受け就職された方を招いたセミナー等の就労支援や、就労した若者同士による座談会を毎月１回実施する等の定着支援を行っていく。 ⑤ ねりま若者サポートステーションは厚生労働省の「地域若者サポートステーション事業」に基づく就労支援施設であり、区では居場所事業等の支援を上乗せして実施している。そのため、厚生労働省事業に合わせて支援対象年齢を15歳～49歳としている。区内関係機関との連携を引き続き図り、切れ目のない支援に取り組んでいく。 ⑥ 利用説明会や家族懇談会について区立施設での出張開催を行う等、支援の周知を引き続き図っていく。個別相談についてはオンライン相談にも対応し、悩まれている方が気軽に相談できるよう体制を整えている。

点検・評価欄	評価	特記事項

資　料　3

令和７年12月８日
教育委員会事務局

令和７年第四回練馬区議会定例会提出議案について

令和７年11月18日第22回教育委員会定例会および、令和７年11月26日第７回教育委員会臨時会で議決または報告した令和７年第四回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

No.	所管課	件名および内容説明	施行日
1	青少年課	練馬区立青少年キャンプ場条例を廃止する条例 (内容) 別紙１のとおり	令和８年４月１日
2	教育指導課	練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (内容) 別紙２のとおり	公布の日 一部、令和８年１月１日、令和８年４月１日

写

別　　紙	1

議案第１２６号

練馬区立青少年キャンプ場条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和７年１１月２８日

提出者　練馬区長　前　川　燿　男

練馬区立青少年キャンプ場条例を廃止する条例

練馬区立青少年キャンプ場条例（昭和52年３月練馬区条例第２号）は、廃止する。

付　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

参考資料

令 和 7 年12月 4 日
こども家庭部青少年課

議案第１２６号　練馬区立青少年キャンプ場条例を廃止する条例

１　廃止の理由

利用者数が減少しているほか、施設の老朽化が進んでいることから、「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和６年度～令和10年度）」（以下「実施計画」という。）に基づき練馬区立秩父青少年キャンプ場を廃止するため、本条例を廃止する。

２　施行期日

令和８年４月１日

３　練馬区立秩父青少年キャンプ場の概要

次頁のとおり

＜参考＞

練馬区立秩父青少年キャンプ場は、昭和52年４月に、区内の青少年育成団体等に野外活動の場を提供することを目的として、埼玉県秩父市内に開設した。

開設当初は、年間延べ約3,000人の利用者数であったが、民間キャンプ場の増加等により、利用者数は年々減少傾向にある。令和６年度の利用者数は延べ1,148人で、ピーク時の半数以下であり、宿泊利用は開設日数183日のうち32日（17.5パーセント）であった。

また、最寄り駅（秩父鉄道浦山口駅）から徒歩90分の場所に位置し、バス便は西武秩父駅から１日３本と少なく、最寄りのバス停（大谷）からも徒歩25分かかり、交通アクセスに課題がある。駐車場から練馬区立秩父青少年キャンプ場までに至る道路は急傾斜かつ幅員２メートル程度と非常に狭く、救急車等の緊急車両の進入が困難な状況にあり、事故等の発生時に迅速な対応ができないことから、安全確保の観点で課題が指摘されてきた。

以上のことから、実施計画において、令和８年度の廃止を定めた。

練馬区立秩父青少年キャンプ場の概要

1　所在地

埼玉県秩父市浦山304番地

2　敷地面積

28,188.76平方メートル

3　設備

バンガロー（17人用１棟・７人用３棟）、テント（15張）、炊事場兼食堂（２棟）、管理棟、集会所、トイレ・温水シャワー棟

4　開設日数

183日（開設期間５月１日から10月31日までの宿泊可能日数）

5　案内

写

別　　紙	2

議案第１７９号

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和７年１１月２８日

提出者　練馬区長　前　川　燿　男

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年３月練馬区条例第73号）の一部をつぎのように改正する。

第27条第２項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項ただし書中「100分の107.5」を「100分の110」に改め、同条第３項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の107.5」を「100分の110」に、「100分の61.25」を「100分の63.75」に改める。

第30条第２項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第３項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の66.25」を「100分の68.75」に改める。

第31条第２項中「応じて」を「応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

別表第１をつぎのように改める。

別表第１（第６条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	222,000	298,200	341,400	376,000
	2	223,800	300,200	343,200	378,600
	3	225,600	302,100	345,100	381,200
	4	227,700	303,800	347,000	383,800
	5	229,900	305,900	348,900	386,400
	6	231,800	307,700	350,600	389,000
	7	233,700	309,100	352,700	391,500
	8	235,500	310,500	354,500	393,900
	9	237,800	312,200	356,400	396,300
	10	239,700	313,800	358,300	398,200
	11	241,700	315,500	360,300	400,100
	12	244,000	317,100	362,100	402,000
	13	245,800	318,500	363,900	404,100
	14	247,600	320,200	365,600	406,000
	15	249,300	322,000	367,600	407,700
	16	250,700	323,400	369,600	409,700
	17	252,300	324,800	371,600	411,800
	18	253,900	327,100	374,000	413,600
	19	255,100	329,400	376,500	415,200
	20	256,800	331,700	379,000	416,600
	21	258,000	334,000	381,500	418,300
	22	259,000	335,500	383,100	419,800
	23	260,200	337,400	385,000	421,200
	24	261,300	339,300	386,900	422,400
	25	262,600	341,100	388,700	423,700
	26	263,300	342,900	390,300	425,000
	27	264,600	344,500	392,100	426,200
	28	265,800	346,000	393,700	427,400
	29	267,100	347,800	395,300	428,500
	30	268,500	349,300	396,900	429,400
	31	269,500	350,900	398,400	430,400
	32	271,000	352,400	399,900	431,400
	33	272,300	354,100	401,500	432,300
	34	273,700	355,700	402,900	433,100
	35	274,900	357,400	404,400	434,000
	36	276,400	359,200	405,400	434,700
	37	277,600	360,400	406,400	435,400
	38	279,000	361,900	407,600	436,200
	39	280,200	363,500	408,600	436,800
	40	281,600	365,000	409,400	437,600
	41	283,200	366,000	410,300	438,400
	42	284,400	367,300	411,200	439,100
	43	286,000	368,600	412,200	439,900
	44	287,500	369,700	413,000	440,600

45	289, 100	370, 700	413, 700	441, 300
46	290, 600	371, 900	414, 300	441, 900
47	292, 000	373, 100	415, 100	442, 600
48	293, 500	374, 200	415, 800	443, 200
49	294, 700	375, 300	416, 500	443, 600
50	296, 200	376, 400	417, 100	444, 300
51	297, 600	377, 400	417, 800	444, 900
52	299, 000	378, 500	418, 600	445, 400
53	300, 700	379, 500	419, 300	445, 900
54	302, 000	380, 500	420, 100	446, 500
55	303, 300	381, 300	420, 900	447, 000
56	305, 000	382, 200	421, 600	447, 600
57	306, 900	383, 000	422, 100	448, 200
58	308, 800	383, 800	422, 800	448, 700
59	310, 800	384, 600	423, 400	449, 300
60	312, 700	385, 400	424, 100	449, 900
61	314, 700	386, 100	424, 700	450, 400
62	316, 200	386, 900	425, 300	450, 900
63	318, 000	387, 700	425, 900	451, 400
64	319, 700	388, 300	426, 500	452, 000
65	321, 600	389, 100	427, 000	452, 400
66	323, 100	389, 900	427, 500	452, 900
67	324, 800	390, 500	428, 100	453, 400
68	326, 300	391, 300	428, 700	453, 800
69	328, 000	392, 100	429, 300	454, 300
70	329, 600	392, 700	429, 800	454, 800
71	331, 100	393, 400	430, 400	455, 300
72	332, 600	394, 300	431, 000	455, 800
73	334, 000	395, 100	431, 500	456, 200
74	335, 500	395, 800	432, 100	456, 700
75	337, 000	396, 400	432, 600	457, 200
76	338, 600	397, 100	433, 200	457, 700
77	340, 000	397, 700	433, 600	458, 100
78	341, 400	398, 300	434, 100	458, 500
79	342, 700	398, 800	434, 600	459, 000
80	344, 000	399, 400	435, 100	459, 500
81	345, 300	400, 000	435, 500	460, 000
82	346, 500	400, 500	436, 000	460, 500
83	347, 700	401, 100	436, 500	461, 000
84	348, 800	401, 700	437, 000	461, 400
85	350, 000	402, 300	437, 400	461, 900
86	351, 200	402, 800	437, 800	462, 300
87	352, 500	403, 300	438, 300	462, 700
88	353, 600	403, 900	438, 800	463, 100
89	354, 700	404, 400	439, 300	463, 400
90	355, 800	404, 800	439, 700	463, 700
91	357, 000	405, 400	440, 200	464, 100
92	358, 100	405, 900	440, 700	464, 500
93	359, 100	406, 400	441, 100	464, 900
94	360, 100	407, 000	441, 500	465, 300
95	361, 000	407, 500	441, 900	465, 700

96	361, 900	408, 000	442, 300	466, 100
97	362, 900	408, 400	442, 700	466, 400
98	363, 800	408, 900	443, 000	466, 700
99	364, 600	409, 400	443, 400	467, 100
100	365, 300	409, 900	443, 800	467, 500
101	366, 000	410, 400	444, 200	467, 900
102	366, 700	410, 900	444, 600	
103	367, 400	411, 400	445, 000	
104	367, 900	411, 900	445, 400	
105	368, 500	412, 400	445, 700	
106	369, 000	413, 000	446, 100	
107	369, 500	413, 500	446, 500	
108	370, 100	414, 000	446, 900	
109	370, 800	414, 400	447, 200	
110	371, 300	414, 800	447, 600	
111	371, 800	415, 300	448, 000	
112	372, 300	415, 900	448, 400	
113	372, 800	416, 400	448, 700	
114	373, 300	416, 800		
115	373, 800	417, 200		
116	374, 300	417, 600		
117	374, 700	418, 000		
118	375, 100	418, 400		
119	375, 600	418, 800		
120	376, 100	419, 200		
121	376, 600	419, 600		
122	377, 100	420, 000		
123	377, 600	420, 400		
124	378, 000	420, 800		
125	378, 400	421, 200		
126	378, 700	421, 600		
127	379, 100	422, 000		
128	379, 500	422, 400		
129	379, 800	422, 700		
130	380, 000			
131	380, 400			
132	380, 800			
133	381, 300			
134	381, 600			
135	382, 000			
136	382, 400			
137	382, 800			
138	383, 200			
139	383, 600			
140	384, 000			
141	384, 300			
142	384, 700			
143	385, 100			
144	385, 400			
145	385, 900			
146	386, 300			

	147	386,700			
	148	387,100			
	149	387,500			
	150	387,900			
	151	388,300			
	152	388,700			
	153	389,100			
	154	389,500			
	155	389,900			
	156	390,300			
	157	390,700			
	158	391,100			
	159	391,500			
	160	391,900			
	161	392,300			
	162	392,700			
	163	393,100			
	164	393,500			
	165	393,900			
	166	394,300			
	167	394,600			
	168	395,000			
	169	395,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		244,200	285,300	310,000	349,500

第２条　練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部をつぎのように改正する。

第27条第２項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項ただし書中「100分の110」を「100分の108.75」に改め、同条第３項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の110」を「100分の108.75」に、「100分の63.75」を「100分の62.5」に改める。

第30条第２項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に改め、同条第３項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に、「100分の68.75」を「100分の67.5」に改める。

付　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、つぎの各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条中第31条第２項の改正規定　令和８年１月１日

⑵　第２条の規定　令和８年４月１日

２　第１条の規定（別表第１の改正規定に限る。）による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第１条による改正後の条例」という。）の規定は、令和７年４月１日から適用する。

３　第１条の規定（第27条第２項および第３項ならびに第30条第２項および第３項の改正規定に限る。）による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和７年12月１日から適用する。

（令和７年４月１日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

４　令和７年４月１日から施行日の前日までの間において、第１条の規定（第27条第２項および第３項ならびに第30条第２項および第３項の改正規定を除く。）による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあっ

た職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第１条による改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（施行日から令和８年３月31日までの間における異動者の号給の調整）

5　施行日から令和８年３月31日までの間において、第１条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から第１条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

6　第１条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第１条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

7　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

参考資料

令和７年12月４日
人事戦略担当部職員課
教育振興部教育指導課

議案第１７７号　練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第１７８号　練馬区会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第１７９号　練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

１　改正の理由

⑴　特別区人事委員会勧告（令和７年10月14日）等に基づき、一般職の職員に対する給与の改定を行う。

⑵　教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）の一部改正に伴い、幼稚園教育職員の教員特別手当の支給に係る改正を行う。

⑶　学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い、条例で同法を引用している規定について、所要の改正を行う。

２　改正の内容

⑴　給料表の改定

公民較差分の解消を図るため、給料表の引上げ改定を行う。

⑵　期末手当および勤勉手当の改定（特別給全体の支給月数は別表のとおり）

ア　令和７年度の期末手当および勤勉手当の年間支給月数を引き上げる。

令和７年度分

職員の区分		手当	６月期	12月期	年間
一般職員	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	期末手当	1.250月	1.275月	2.525月
		勤勉手当	1.175月	1.200月	2.375月
	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.700月	0.725月	1.425月
		勤勉手当	0.575月	0.600月	1.175月
管理職員	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	期末手当	1.075月	1.100月	2.175月
		勤勉手当	1.350月	1.375月	2.725月
	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.6125月	0.6375月	1.250月
		勤勉手当	0.6625月	0.6875月	1.350月
会計年度任用職員		期末手当	1.250月	1.275月	2.525月
		勤勉手当	1.175月	1.200月	2.375月

イ　令和８年度以降の期末手当および勤勉手当の支給月数を６月期および12月期が均等となるように配分する。

令和８年度以降分

職員の区分		手当	６月期	12月期	年間
一般職員	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	期末手当	1.2625月	1.2625月	2.525月
		勤勉手当	1.1875月	1.1875月	2.375月
	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.7125月	0.7125月	1.425月
		勤勉手当	0.5875月	0.5875月	1.175月
管理職員	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	期末手当	1.0875月	1.0875月	2.175月
		勤勉手当	1.3625月	1.3625月	2.725月
	定年前再任用短時間勤務職員	期末手当	0.625月	0.625月	1.250月
		勤勉手当	0.675月	0.675月	1.350月
会計年度任用職員		期末手当	1.2625月	1.2625月	2.525月
		勤勉手当	1.1875月	1.1875月	2.375月

⑶　初任給調整手当の改定

初任給調整手当のうち、医療職給料表（一）の適用を受ける職員の月額を引き上げる。

⑷　給料表の適用を受けない会計年度任用職員の給料および報酬の額の上限を給料表の改定に準じて引き上げる。

⑸　学校教育法の一部改正により、条例で引用する同法の規定を「第27条第10項」から「第27条第11項」に改める。

⑹　教育特別手当について、規則で定める事項に校務の種類を加える。

※　⑶は、練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のみ

※　⑷および⑸は、練馬区会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のみ

※　⑹は、練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のみ

３　施行期日等

⑴　給料表、給料表の適用を受けない会計年度任用職員の給料および報酬の額の上限ならびに初任給調整手当の改定

公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

⑵　期末手当および勤勉手当の改定

ア　令和７年度分

公布の日から施行し、令和７年12月１日から適用する。

イ　令和８年度以降分

令和８年４月１日から施行する。

⑶　学校教育法の一部改正に伴う改正

令和８年４月１日から施行する。

⑷　教育特別手当に係る改正

令和８年１月１日から施行する。

４　新旧対照表

別紙のとおり

別表

期末・勤勉手当　改正の概要

1　現行

	期末手当				勤勉手当				合計月数
	６月期	12月期	年間（①）		６月期	12月期	年間（②）		（③）
⑴ 一般職員	1.25月 (0.70月)	1.25月 (0.70月)	**2.50月** **(1.40月)**	＋	1.175月 (0.575月)	1.175月 (0.575月)	**2.35月** **(1.15月)**	＝	**4.85月** **(2.55月)**
⑵ 管理職員	1.075月 (0.6125月)	1.075月 (0.6125月)	**2.15月** **(1.225月)**		1.35月 (0.6625月)	1.35月 (0.6625月)	**2.70月** **(1.325月)**		**4.85月** **(2.55月)**
⑶ 会計年度任用職員	1.25月	1.25月	**2.50月**		1.175月	1.175月	**2.35月**		**4.85月**

2　令和７年度分（改正後）

	期末手当				勤勉手当				合計月数
	６月期	12月期	年間（①）		６月期	12月期	年間（②）		（③）
⑴ 一般職員	1.25月 (0.70月)	1.275月 (0.725月)	**2.525月** **(1.425月)**	＋	1.175月 (0.575月)	1.20月 (0.60月)	**2.375月** **(1.175月)**	＝	**4.90月** **(2.60月)**
⑵ 管理職員	1.075月 (0.6125月)	1.10月 (0.6375月)	**2.175月** **(1.25月)**		1.35月 (0.6625月)	1.375月 (0.6875月)	**2.725月** **(1.35月)**		**4.90月** **(2.60月)**
⑶ 会計年度任用職員	1.25月	1.275月	**2.525月**		1.175月	1.20月	**2.375月**		**4.90月**

3　令和８年度以降分（改正後）

	期末手当				勤勉手当				合計月数
	６月期	12月期	年間（①）		６月期	12月期	年間（②）		（③）
⑴ 一般職員	1.2625月 (0.7125月)	1.2625月 (0.7125月)	**2.525月** **(1.425月)**	＋	1.1875月 (0.5875月)	1.1875月 (0.5875月)	**2.375月** **(1.175月)**	＝	**4.90月** **(2.60月)**
⑵ 管理職員	1.0875月 (0.625月)	1.0875月 (0.625月)	**2.175月** **(1.25月)**		1.3625月 (0.675月)	1.3625月 (0.675月)	**2.725月** **(1.35月)**		**4.90月** **(2.60月)**
⑶ 会計年度任用職員	1.2625月	1.2625月	**2.525月**		1.1875月	1.1875月	**2.375月**		**4.90月**

※　支給月数の（　）内は、定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員の支給月数

※　下線は改正部分

別紙

練馬区職員の給与に関する条例新旧対照表（第１条改正関係）

現　行	改正案
（初任給調整手当） 第11条　つぎの各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第１号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から40年以内、第２号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から５年以内、第３号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から３年以内の期間、採用の日（第１号に掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から１年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 ⑴　医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの　月額　315,200円 ⑵・⑶　［略］ ２・３　［略］	（初任給調整手当） 第11条　つぎの各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第１号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から40年以内、第２号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から５年以内、第３号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から３年以内の期間、採用の日（第１号に掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から１年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 ⑴　医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの　月額　326,900円 ⑵・⑶　［略］ ２・３　［略］
（期末手当） 第29条　［略］ ２　期末手当の額は、職員の給与月額に100分の125を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第１項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは	（期末手当） 第29条　［略］ ２　期末手当の額は、職員の給与月額に100分の127.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第１項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の110を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは

「100分の61.25」とする。	「100分の63.75」とする。
４・５　［略］	４・５　［略］
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第30条　［略］	第30条　［略］
２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第10条第１項の規定に基づき指定する職員にあっては100分の135）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の120（第10条第１項の規定に基づき指定する職員にあっては100分の137.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の66.25」とする。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の60」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の68.75」とする。
４～６　［略］	４～６　［略］
付　則　［略］	付　則　［略］ 付　則 （施行期日等） １　この条例は、公布の日から施行する。（後略） ２　第１条の規定（第29条第２項および第３項ならびに第30条第２項および第３項の改正規定を除く。）による改正後の練馬区職員の給与に関する条例（以下「第１条による改正後の条例」という。）の規定は、令和７年４月１日から適用する。 ３　第１条の規定（第29条第２項および第３項ならびに第30条第２項および第３項の改正規定に限る。）による改正後の練馬区職員の給与に関する条例の規定は、

	令和７年12月１日から適用する。 （令和７年４月１日から施行日の前日までの間における異動者の号給） ４　令和７年４月１日から第１条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、同条の規定（第29条第２項および第３項ならびに第30条第２項および第３項の改正規定を除く。）による改正前の練馬区職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第１条による改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給は、人事委員会が定める。 （施行日から令和８年３月31日までの間における異動者の号給の調整） ５　施行日から令和８年３月31日までの間において、第１条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から第１条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 （給与の内払） ６　第１条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第１

	条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 （委任） ７　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
別表第１　［略］ 別表第２　［略］	別表第１　［略］ 別表第２　［略］

練馬区職員の給与に関する条例新旧対照表（第２条改正関係）

現　行	改正案
（期末手当） 第29条　［略］ ２　期末手当の額は、職員の給与月額に100分の127.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第１項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の110を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の63.75」とする。 ４・５　［略］	（期末手当） 第29条　［略］ ２　期末手当の額は、職員の給与月額に100分の126.25を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第１項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の108.75を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の62.5」とする。 ４・５　［略］
（勤勉手当） 第30条　［略］ ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の120（第10条第１項の規定に基づき指定する職員にあっては100分の137.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の60」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の68.75」とする。 ４～６　［略］	（勤勉手当） 第30条　［略］ ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の118.75（第10条第１項の規定に基づき指定する職員にあっては100分の136.25）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の118.75」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の136.25」とあるのは「100分の67.5」とする。 ４～６　［略］

付　則　［略］	付　則　［略］ 付　則 （施行期日等） １　（前略）ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。 ２～７　［略］

練馬区会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例新旧対照表（第１条改正関係）

現　行	改正案
（フルタイム会計年度任用職員の給料の額） 第４条　［略］ ２　前項の規定にかかわらず、別表に掲げる職種または職の分類により難いものと任命権者が認める職に従事するフルタイム会計年度任用職員の給料の額については、月額350,500円を超えない範囲内において、任命権者が決定するものとする。 ３・４　［略］	（フルタイム会計年度任用職員の給料の額） 第４条　［略］ ２　前項の規定にかかわらず、別表に掲げる職種または職の分類により難いものと任命権者が認める職に従事するフルタイム会計年度任用職員の給料の額については、月額358,800円を超えない範囲内において、任命権者が決定するものとする。 ３・４　［略］
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第16条　［略］ ２　期末手当の額は、第４条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に100分の125を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３・４　［略］	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第16条　［略］ ２　期末手当の額は、第４条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に100分の127.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３・４　［略］
（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第16条の２　［略］ ２　勤勉手当の額は、第４条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に、100分の117.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３・４　［略］	（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第16条の２　［略］ ２　勤勉手当の額は、第４条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に、100分の120を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３・４　［略］
（パートタイム会計年度任用職員の報酬の額） 第18条　［略］	（パートタイム会計年度任用職員の報酬の額） 第18条　［略］

２　前項の規定にかかわらず、別表に掲げる職種または職の分類により難いものと任命権者が認める職に従事するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額については、月額で定める職にあっては258,900円、日額で定める職にあっては33,400円、時間額で定める職にあっては10,100円を超えない範囲内において、任命権者が決定するものとする。	２　前項の規定にかかわらず、別表に掲げる職種または職の分類により難いものと任命権者が認める職に従事するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額については、月額で定める職にあっては265,000円、日額で定める職にあっては33,500円、時間額で定める職にあっては10,100円を超えない範囲内において、任命権者が決定するものとする。
３・４　［略］	３・４　［略］
（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）	（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）
第30条　［略］	第30条　［略］
２　期末手当の額は、第18条および第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の125を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	２　期末手当の額は、第18条および第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の127.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
３・４　［略］	３・４　［略］
（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）	（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）
第30条の２　［略］	第30条の２　［略］
２　勤勉手当の額は、第18条および第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に、100分の117.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	２　勤勉手当の額は、第18条および第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に、100分の120を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
３・４　［略］	３・４　［略］
付　則　［略］	付　則　［略］ 付　則 １　この条例は、公布の日から施行する。（後略） ２　第１条の規定（第４条第２項および第18条第２項の改正規定に限る。）による

	改正後の練馬区会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の規定は、令和７年４月１日から適用する。 ３　第１条の規定（第４条第２項および第18条第２項の改正規定を除く。）による改正後の練馬区会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の規定は、令和７年12月１日から適用する。

練馬区会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例新旧対照表（第２条改正関係）

現　行	改正案
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第16条　［略］ ２　期末手当の額は、第４条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に100分の127.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３・４　［略］ （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第16条の２　［略］ ２　勤勉手当の額は、第４条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に、100分の120を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３・４　［略］	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第16条　［略］ ２　期末手当の額は、第４条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に100分の126.25を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３・４　［略］ （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第16条の２　［略］ ２　勤勉手当の額は、第４条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則で定める額に、100分の118.75を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３・４　［略］
（パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第30条　［略］ ２　期末手当の額は、第18条および第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の127.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３・４　［略］ （パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第30条の２　［略］ ２　勤勉手当の額は、第18条および第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に、100分の120を	（パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第30条　［略］ ２　期末手当の額は、第18条および第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の126.25を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３・４　［略］ （パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第30条の２　［略］ ２　勤勉手当の額は、第18条および第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に、100分の118.75

乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３・４　［略］ 付　則　［略］ 別表（第４条、第18条関係） ［略］ 備考 １　［略］ ２　この表において「講師」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第10項に規定する講師をいう。	を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３・４　［略］ 付　則　［略］ 付　則 １　（前略）ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。 ２・３　［略］ 別表（第４条、第18条関係） ［略］ 備考 １　［略］ ２　この表において「講師」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第27条第11項に規定する講師をいう。

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表（第１条改正関係）

現　行	改正案
（期末手当） 第27条　［略］ ２　期末手当の額は、職員の給与月額に100分の125を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。 ４・５　［略］	（期末手当） 第27条　［略］ ２　期末手当の額は、職員の給与月額に100分の127.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の110を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の63.75」とする。 ４・５　［略］
（勤勉手当） 第30条　［略］ ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の135）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の66.25」とする。 ４～６　［略］	（勤勉手当） 第30条　［略］ ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の120（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の137.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の60」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の68.75」とする。 ４～６　［略］
（教員特別手当） 第31条　［略］	（教員特別手当） 第31条　［略］

2　教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級および号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て規則で定める。	2　教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級および号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会の承認を得て規則で定める。
3　［略］	3　［略］
付　則　［略］	付　則　［略］ 付　則 （施行期日等） 1　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、つぎの各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 ⑴　第１条中第31条第２項の改正規定　令和８年１月１日 ⑵　［略］ 2　第１条の規定（別表第１の改正規定に限る。）による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第１条による改正後の条例」という。）の規定は、令和７年４月１日から適用する。 3　第１条の規定（第27条第２項および第３項ならびに第30条第２項および第３項の改正規定に限る。）による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定は、令和７年12月１日から適用する。 （令和７年４月１日から施行日の前日までの間における異動者の号給） 4　令和７年４月１日から施行日の前日までの間において、第１条の規定（第27条第２項および第３項ならびに第30条第２項および第３項の改正規定を除く。）に

	よる改正前の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第１条による改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給は、人事委員会が定める。 （施行日から令和８年３月31日までの間における異動者の号給の調整） ５　施行日から令和８年３月31日までの間において、第１条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から第１条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 （給与の内払） ６　第１条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第１条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 （委任） ７　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
別表第１　［略］	別表第１　［略］

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表（第２条改正関係）

現　行	改正案
（期末手当） 第27条　［略］ ２　期末手当の額は、職員の給与月額に100分の127.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の110を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の63.75」とする。 ４・５　［略］	（期末手当） 第27条　［略］ ２　期末手当の額は、職員の給与月額に100分の126.25を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の108.75を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の62.5」とする。 ４・５　［略］
（勤勉手当） 第30条　［略］ ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の120（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の137.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の60」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の68.75」とする。 ４～６　［略］	（勤勉手当） 第30条　［略］ ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の118.75（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の136.25）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の118.75」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の136.25」とあるのは「100分の67.5」とする。 ４～６　［略］
付　則　［略］	付　則　［略］

	付　則 （施行期日等） １　（前略）ただし、つぎの各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 ⑴　［略］ ⑵　第２条の規定　令和８年４月１日 ２～７　［略］

資　料　4

令和７年 12 月８日
教育振興部学務課
教育振興部保健給食課

令和７年度スキー移動教室の実施について

１　目的

スキー実習等で各自が目標をもち、スキー技能や体力の向上を図るとともに、達成感や楽しさを味わうこと。また、宿舎での集団生活やスキーの班別実習の中で、人との関わりを通して協調性等を養い、豊かな人間性を育むこと。

２　対象

中学２年生（特別支援学級は１～３年生）

３　期間等

各校２泊３日で実施

軽井沢　令和８年１月 11 日（日）～令和８年２月 27 日（金）16 期間（特支２期間）

武石　　令和８年１月 14 日（水）～令和８年２月 24 日（火）14 期間

４　宿泊施設

軽井沢少年自然の家（通常学級 19 校、特別支援学級８校）

武石少年自然の家　（通常学級 14 校）

５　実習場所

（１）軽井沢少年自然の家に宿泊する学校

「湯の丸スキー場」長野県東御市湯の丸 1270

（２）武石少年自然の家に宿泊する学校

「番所ヶ原スキー場」長野県上田市武石上本入 2386-1

（３）特別支援学級

「佐久スキーガーデン・パラダ」長野県佐久市下平尾 2681

６　日程

裏面のとおり

令和7年度 スキー移動教室日程表

月	日付
1月	11(日) 12(月) 13(火) 14(水) 15(木) 16(金) 17(土) 18(日) 19(月) 20(火) 21(水) 22(木) 23(金) 24(土) 25(日) 26(月) 27(火) 28(水) 29(木) 30(金) 31(土)
2月	01(日) 02(月) 03(火) 04(水) 05(木) 06(金) 07(土) 08(日) 09(月) 10(火) 11(水) 12(木) 13(金) 14(土) 15(日) 16(月) 17(火) 18(水) 19(木) 20(金) 21(土) 22(日) 23(月) 24(火) 25(水) 26(木) 27(金) 28(土)
3月	01(日) 02(月) 03(火) 04(水) 05(木)

軽井沢

日程	学校名	生徒数
1/11～1/13	桜学園 / 旭丘	42 / 50
1/14～1/16	大二	172
1/17～1/19	中村	170
1/20～1/22	※特支1	
1/23～1/25	田柄 / 南が丘	75 / 90
1/26～1/28	学園	155
1/29～1/31	豊玉 / 大北	91 / 84
2/01～2/03	石東	189
2/04～2/06	八坂 / 豊二	83 / 69
2/07～2/09	大泉	244
2/10～2/12	光一 / 豊渓	92 / 43
2/13～2/15	石神井	197
2/16～2/18	大西	170
2/19～2/21	光三	147
2/22～2/24	石西	201
2/25～2/27	※特支2	
2/28～3/02	予備	
3/03～3/05	予備	

武石

日程	学校名	生徒数
1/14～1/16	光二	108
1/17～1/19	三原台	140
1/20～1/22	関	152
1/23～1/25	練馬東	124
1/26～1/28	上石	134
1/29～1/31	練馬	117
2/01～2/03	貫井	146
2/04～2/06	谷原	146
2/07～2/09	開一	132
2/10～2/12	開三	104
2/13～2/15	開二	135
2/16～2/18	北町	119
2/19～2/21	石南	114
2/22～2/24	開四	161
2/25～2/27	予備	
2/28～3/02	予備	

※ 各校の生徒数は令和7年5月1日現在

凡例	通常学級	特別支援学級
	学校名 生徒数	※のとおり

※特支1　練馬　23、南が丘　15、谷原　27、大泉　60

※特支2　旭丘　26、中村　20、光三　52、石神井　47